

官報

号外
令和元年五月二十一日

○第百九十八回国 衆議院會議録 第二十五号

令和元年五月二十一日(火曜日)

議事日程 第十八号

令和元年五月二十一日

午後一時開議

第一 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第百九十六回国会、内閣提出)

第三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 平成二十九年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百九十六回国会、内閣提出)

第六 平成二十九年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百九十六回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第百九十六回国会、内閣提出)

日程第三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 平成二十九年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百九十六回国会、内閣提出)

日程第六 平成二十九年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百九十六回国会、内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長武藤容治君。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(武藤容治君登壇)

○武藤容治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月八日吉川農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、九日から質疑に入り、十四日に参考人から意見を聴取し、十五日に質疑を行うなど慎重に審査を行い、十六日質疑を終局しました。

質疑終了後、立憲民主党・無所属フォーラムから修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

した。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。神谷裕君。

(神谷裕君登壇)

○神谷裕君 立憲民主党・無所属フォーラムの神谷裕です。

私は、ただいま議題となりました国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表し、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

まずは、一言申し上げます。

きょうは五月二十一日。最後に予算委員会が開かれた三月一日から、既にもう二カ月余の月日がたちました。

予算委員会が開かれなかったこの二カ月を超えてる月日の中で、果たして予算委員会を開かなくてよいとも言えるような、国政の課題が全くないような、そんな情勢であったと総理や与党の皆さんはお考えなのでしょうか。よもやとは思いますが、安倍内閣のもとで、国政の課題がこの間一つも起きてはいなかったとお考えではないとは思いますが。

外交課題では、拉致被害者、朝鮮半島をめぐる問題や北方領土をめぐる問題、果ては日米の交渉等の課題や大臣や副大臣の辞任等、国民的な関心の高いさまざまな問題がありました。また、前半国会の焦点であった統計不正等の問題も、国民が納得するような解決を見たわけではありません。以前総理がよく口にされていた丁寧に、真摯にという言葉は何だったのでありましようか。ぜひ、責任を持っていただいたいと思います。

国政の課題を一步でも進めるための議論を行うのが、この国会の仕事であります。安倍総理が国会をお嫌いなのはよく承知しておりますが、国民の厳粛な負託に応えていただくためにも、ぜひ開いていただかなければなりません。国会審議がお嫌であるならば、いっそ総理の職をおやめになることをお勧めいたします。

国民の皆様が念のために申し上げれば、内閣提出の法案を抱えた委員会、連日、しっかりと委員会が開かれ、与野党そろっての審議がなされております。さまざまな議員立法も含め、残りの会期も審議はしっかりと行われていくものと思っております。

例えば、本法案に關しての農林水産委員会の現場では、与野党ともに国民への責任を受けて審議の充実を努めていただいておりますが、巷間聞くところによりますと、総理の出席する、いわゆる官邸が関与する委員会の開催には途端に腰が重くなり、いわば総理の審議拒否によって与野党の皆さんも委員会を開くことができない状況ではないかと推察いたします。

予算審議が終われば、もう予算委員会に用はない、開きたくないとの姿勢では困ります。国会や委員会の開会には、決して政府、総理の都合だけで行うものではありません。予算を通す、閣法を通すだけの、官邸の下請ではない、国会としての意思を決め、国民の負託に応える国会運営の第一歩として、まずは予算委員会の開会を訴えます。

さて、安倍内閣になって以降、成長産業化、規制改革の美名のもとに、多くの法改正が行われました。この国の地方の基幹産業、農林漁業に関する法改正も多く行われました。

しかし、その結果として地方の経済がよくなったと言えるのでしょうか。経済成長を声高に叫んでも、地方にその実感が全くないことは、総理や与野党の皆さんもお感じになっているのではないのでしょうか。規制改革を行い、外部からの企業参入をたやすくすることが、地方の活性化に本当につ

ながったのか。地方に住む皆さんの収入をふやすことにつながったのか。競争の結果、多くの地場の産業が廃業することにならなかったのか。今こそ考えなければなりません。

総理が民主党政権下での農業者戸別所得補償制度がお嫌いなのは承知しております。しかし、その反動として、一次産業政策に、産業政策ばかりで地域政策が十分ではないのでは困ります。この両輪が崩れた結果、地域社会が維持できるのか問題なんです。競争の結果、人がどんどん地方を去り、人がいなくなるようでは、何のための農林漁業の成長産業化なのかわかりません。

本法律案もまた同様であります。国有林は、我が国国土面積の約二割、森林面積の約三割を占める、重要な国民共通の財産であります。国有林の持つ多様な機能の発揮に対する国民の期待に応えながら、もう一方で地域の産業の発展にも寄与していくことは、極めて重要な問題です。だからこそ、競争ばかり、外部企業参入ありきでは困ります。

森林関連の産業は、山奥でも展開できる貴重な産業です。だからこそ、地域に根差した産業であることが求められ、一方で公益的機能とのバランスが求められます。その観点から、この法案に反対の理由を以下申し述べます。

反対の理由の第一は、本法律案は、未来投資戦略を契機としたため、国有林野を林業の成長産業化のために利用しようというところに重きを置き過ぎた、偏った内容となっていることです。これで本当に国民の共有財産である国有林野の有する公益的機能の維持増進が守られるのか、樹木採取区の所在する地域における雇用の増大等が確実に担保されるのか、大いに疑問であると考えからます。

理由の第二は、公益的機能の維持増進のみならず、資源の循環利用の観点からも不可欠である採取跡地における再造林について、樹木採取権者に対する農林水産大臣からの申入れという頼りない

行為により実施させようとしており、再造林が確実かつ効率的に実施される制度的裏づけがないことです。

理由の第三は、みなし物権として排他的、独占的な性質を持つ新たな権利である樹木採取権を国民の共通財産である国有林野に対して五十年という長期にわたり設定する道を開くことは、国有林野の管理経営の責任の所在を曖昧にするだけでなく、地域に根差した林業経営者等のなりわいを圧迫することにつながりかねないことです。

考えてみていただきたい。企業が年間伐採できる面積は、それなりの面積です。しかも、伐採だけを認める権利で、五十年もの長きにわたる間、樹木を伐採し続けることができる面積となれば、当然広大なものになるでしょう。そして、そういった広大な面積を伐採できるのは、大きな企業となるのです。地場の産業、地域の経済を壊すことにならないか、また、それだけ広大な面積を一社独占でき、伐採ができるようになること、これは公共の財産である国有林野において問題がないか、再度問いたいと思います。

かつて、国有林野事業は、林産物の供給に重きが置かれ、その事業を企業的に運営するための特別会計において経理された時代もありました。しかし、木材価格の低迷等により、三・八兆円という莫大な借金を抱え、平成十年度の抜本的改革で公益的機能の維持増進を旨とする管理経営方針に大きく転換し、平成二十五年には、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、一般会計で行う事業に移行しています。

国有林野からの林産物供給の重要性を否定するものではありません。しかしながら、頻発する自然災害への対応や地球温暖化防止に対する国民の強い関心等も踏まえ、国有林野の有する公益的機能をより一層十全に発揮されることが求められている今日、林業の成長産業化のみに傾倒し、国民共通の財産である国有林野の公益的機能をいささ

かでも損なうことがあつてはならないことを強く申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。御清聴どうもありがとうございます。 (拍手)

○議長(大島理森君) 田村貴昭君。

(田村貴昭君登壇)

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。(拍手)

反対する理由は、本法案が、大量伐採によって森林資源を枯渇させ、輸入の自由化と相まって、林業の衰退を招いた戦後林政の失敗を繰り返すものだからであります。

昨年成立した森林経営管理法の審議の際、政府は、森林を長く大事に守っていきたいと考える森林所有者を、意欲と能力がないと断じ、民有林の経営管理権を取り上げ、伐採業者に与える法律を押し通しました。

今度は、そうした伐採業者に対して、国有林まで長期、大口で差し出し、五十年という短期で、対象区画を全てとってしまう皆伐を行うおうとしています。

法案は、樹齢と樹種のそろった人工林を、五十年を標準伐期とし、大規模に皆伐することを前提としています。政府はとりどきと強調しますが、科学的根拠はありません。

皆伐のために、高性能林業機械が通る大きな林道を設けて、土砂崩れなどの問題を今も各地で引き起こしています。短伐期皆伐方式は、森林の生物多様性を損ない、表土を流出させて、河川、海洋の自然環境を壊します。林業の衰退、国土の崩壊で、次世代に負の遺産を残すだけあります。

また、法案は、皆伐をする伐採業者だけが、長期にわたって国有林を独占するものとなつていきます。間伐を続けながら長期間森を維持しようとする林業家、すなわち自伐型の林業家は、事実上、排除されます。しかも、最長で五十年の樹木採取権を与える伐採業者に、植林と育林の義務を

課していません。伐採業者は、再造林のコスト負担ゼロで、国有林を独占して伐採し、もうけることができるのです。植林と育林のコストは税金、すなわち国民の負担となるのです。

伐採業者だけが優遇されることによって、材木の価格は押し下げられ、みずから民有林を所有して経営する林業家はますます経営が困難になることは明らかではありませんか。

これほど多くの弊害があるにもかかわらず、バイオマス発電など、安い木材を大量に欲しがる産業の要求に応じて、なし崩し的に伐採を拡大していくことが、なぜ林業の成長産業化になるのでしょうか。どんどんとて輸出を拡大しようというのは、森林の持続可能性を指し、伐採を控えようとする世界の流れに逆行するものであります。

以上、日本の森林・林業全体の崩壊を招く法案に強く反対し、討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第百九十六回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

令和元年五月二十一日 衆議院会議録第二十五号

委員長の報告を求めます。内閣委員長牧原秀樹君。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(牧原秀樹君登壇)

○牧原秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、成年被後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものであります。

本案は、第百九十六回国会に提出され、継続審査に付されていたもので、今国会では、去る一月二十八日本委員会に付託され、五月十五日宮腰國務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日に質疑を行いました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党、立憲民主党・無所属フォーラム及び公明党の共同提案により、建築基準法の改正規定の一部及び建築土法の改正規定の一部の施行期日を平成三十年十二月一日から令和元年十二月一日に改めること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長秋葉賢也君。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(秋葉賢也君登壇)

○秋葉賢也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、フロン類の排出抑制を推進するため、フロン類を使用する製品の廃棄や建築物の解体等に際してのフロン類の回収を確認するための書面の交付や保存等の措置について定めるとともに、フロン類の引渡し義務の違反者への罰則の創設、都道府県による立入検査の対象の拡大及び排出抑制の推進に関する協議会の設置等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月九日本委員会に付託され、翌十日原田環境大臣から提案理由の説明を聴取しました。

十七日には、立憲民主党・無所属フォーラム、国民民主党・無所属クラブ及び日本共産党から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案について質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長坂井学君。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(賛成者起立)

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(坂井学君登壇)

○坂井学君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者保護等を図るため、仮想通貨の呼称を暗号資産に変更するとともに、暗号資産交換業に関する制度の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備を行うほか、金融機関の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等を追加すること等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十四日当委員会に付託され、翌十五日麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終了後、本案に対し、緑川貴士君外一名から、立憲民主党・無所属フォーラム及び国民民主党・無所属クラブの共同提案に係る修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百九十六回国会、内閣提出)

日程第六 平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百九十六回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)、日程第六、平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)、各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長 海江田万里君。

(報告書は本号末尾に掲載)

○海江田万里君 ただいま議題となりました両件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。まず、平成二十九年一般会計予備費(その一)について、その使用事項は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費、訟務費の不

足を補うために必要な経費等計七件で、その使用総額は六百三十九億円余であります。

次に、平成二十九年一般会計予備費(その二)について、その使用事項は、大雪に伴う道路事業に必要な経費及び訟務費の不足を補うために必要な経費の二件で、その使用総額は二百三十二億円余であります。

委員会におきましては、両件につき去る五月十三日麻生財務大臣から説明を聴取した後、昨日、質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、両件はいずれも賛成多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第六につき採決いたします。本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

出席国務大臣

財務大臣	麻生太郎君
農林水産大臣	吉川貴盛君
環境大臣	原田義昭君
国務大臣	宮腰光寛君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律

道路運送車両法の一部を改正する法律

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律

学校教育法等の一部を改正する法律

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十七日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
(議席変更)

一、去る十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二 丸山 穂高君

一八

補欠

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

木原 稔君
木村 次郎君
鈴木 隼人君
高木 啓君
木村 次郎君

補欠

鈴木 隼人君
高木 啓君
木原 稔君
木村 次郎君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

池田 佳隆君
岡下 昌平君
小寺 裕雄君
松野 博一君
松本 洋平君
初鹿 明博君
小倉 将信君
繁本 護君
谷川 とむ君
中曾根康隆君
八木 哲也君
尾辻かな子君

補欠

八木 哲也君
繁本 護君
中曾根康隆君
谷川 とむ君
小倉 将信君
尾辻かな子君
松本 洋平君
岡下 昌平君
松野 博一君
小寺 裕雄君
池田 佳隆君
初鹿 明博君

法務委員

辞任

門 博文君
上川 陽子君

補欠

秋本 真利君
堀内 詔子君

財務金融委員

辞任

穴見 陽一君
井上 貴博君
小泉 龍司君
本田 太郎君
牧島かれん君
高木 錬太郎君
古本伸一郎君
前原 誠司君
大隈 和英君
黄川田仁志君
三谷 英弘君
池田 佳隆君
小田原 潔君
高村 正大君
穂坂 泰君
松平 浩一君
青山 大人君
小宮山泰子君

補欠

黄川田仁志君
大隈 和英君
小田原 潔君
穂坂 泰君
三谷 英弘君
松平 浩一君
小宮山泰子君
青山 大人君
高村 正大君
池田 佳隆君
牧島かれん君
穴見 陽一君
小泉 龍司君
井上 貴博君
本田 太郎君
高木 錬太郎君
前原 誠司君
古本伸一郎君

厚生労働委員

辞任

繁本 護君
新谷 正義君
丹羽 秀樹君
池田 真紀君
尾辻かな子君
吉田 統彦君
泉田 裕彦君

補欠

泉田 裕彦君
黄川田仁志君
鈴木 隼人君
大河原雅子君
初鹿 明博君
長谷川嘉一君
杉田 水脈君

経済産業委員

辞任

青山 周平君
岡下 昌平君
佐々木 紀君
山際大志郎君
津島 淳君
小田原 潔君
大岡 敏孝君
谷川 とむ君
池田 佳隆君
大隈 和英君
中山 展宏君
三ッ林裕巳君

補欠

三ッ林裕巳君
大隈 和英君
池田 佳隆君
津島 淳君
小田原 潔君
大岡 敏孝君
谷川 とむ君
中山 展宏君
佐々木 紀君
岡下 昌平君
山際大志郎君
青山 周平君

国土交通委員

辞任

加藤 鮎子君
高木 毅君
福田 達夫君
望月 義夫君
小宮山泰子君
池田 道孝君
国光あやの君

補欠

古田 圭一君
杉田 水脈君
池田 道孝君
国光あやの君
古本伸一郎君
福田 達夫君
望月 義夫君

環境委員

辞任

杉田 水脈君
古田 圭一君
古本伸一郎君

補欠

高木 毅君
加藤 鮎子君
小宮山泰子君

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任

河井 克行君
国光あやの君
田畑 裕明君
棚橋 泰文君
津島 淳君
山本 公一君
中村喜四郎君
谷畑 孝君
務台 俊介君
秋本 真利君
佐藤 明男君
杉田 水脈君
西銘恒三郎君
秋本 真利君
棚橋 泰文君
津島 淳君
河井 克行君
山本 公一君
国光あやの君
田畑 裕明君
中村喜四郎君
谷畑 孝君

補欠

杉田 水脈君
百武 公親君
山田 美樹君
務台 俊介君
佐藤 明男君
西銘恒三郎君
秋本 真利君
棚橋 泰文君
津島 淳君
河井 克行君
山本 公一君
国光あやの君
田畑 裕明君
中村喜四郎君
谷畑 孝君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

大野敬太郎君
三浦 靖君
百武 公親君
福山 守君

補欠

福山 守君
百武 公親君
三浦 靖君
大野敬太郎君

一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠
浦野 靖人君 下地 幹郎君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任 補欠
吉良 州司君 浅野 哲君

井上 英孝君 森 夏枝君

浅野 哲君 吉良 州司君

森 夏枝君 井上 英孝君

(憲法審査会幹事補欠選任)
一、去る十六日、憲法審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。

幹事 奥野総一郎君(幹事階級君去る十四日委員辞任につきその補欠)

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)
一、去る十六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任 補欠
稲田 朋美君 和田 義明君

辻元 清美君 武内 則男君

和田 義明君 稲田 朋美君

武内 則男君 辻元 清美君

(議案提出)
一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

議員丸山穂高君の議員辞職勧告に関する決議案(手塚仁雄君外六名提出)

(議案付託)
一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

経済産業委員会 付託

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号) 国土交通委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

議員丸山穂高君の議員辞職勧告に関する決議案(手塚仁雄君外六名提出、決議第二号)

議院運営委員会 付託

(議案送付)
一、去る十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

食品ロスの削減の推進に関する法律案

学校教育の情報化の推進に関する法律案(第九十七回国会衆法第一三三号)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

戸籍法の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)
一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案

(予備的調査要請書受領)
一、去る十七日、次の予備的調査要請書を受領した。

下関北九州道路に関する予備的調査要請書(川内博史君外四十二名提出、令和元年衆予調第三号)

(質問書提出)
一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

副大臣、大臣政務官の「在京当番」に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

自衛隊・米軍施設を飛行禁止の対象施設に加える小型無人機等飛行禁止法等改正案による規制範囲に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

賃貸住宅の居住者への支援のあり方に関する質問主意書(古本伸一郎君提出)

二〇一九年版外交青書における北方領土の記載に関する質問主意書(源馬謙太郎君提出)

(答弁書受領)
一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松原仁君提出金正恩委員長への独自制裁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出対北朝鮮安保理決議の奢侈品の定義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出米国金融制裁の朝鮮総連幹部等への適用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連による対日有害活動等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮の東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出羽田空港増便計画に伴う新飛行ルート附近に位置する上皇陛下仙洞御所の諸対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出羽田空港への低空飛行ルートの採用方法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出地方議員選挙における選挙運動用ビラの頒布方法、時間、枚数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出小型無人機等飛行禁止法等改正案のテロ抑止効果とテロ防止の具体策に関する再質問に対する答弁書

令和元年五月七日提出
質問第一五四号

金正恩委員長への独自制裁に関する質問主意書

提出者 松原 仁

金正恩委員長への独自制裁に関する質問主意書

北朝鮮による核実験及びミサイル発射並びに拉致問題に対して北朝鮮が誠意ある対応を示していないこと等を踏まえ、我が国はこれまでに独自に指定した者を含む個人及び団体への資産凍結等の措置を実施している。しかしながらアメリカ合衆国と異なり、北朝鮮の最高指導者である金正恩国務委員長を制裁対象に指定していない。金委員長を指定できない法律上の理由はあるか。

右質問する。

内閣衆質一九八第一五四号

令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出金正恩委員長への独自制裁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出金正恩委員長への独自制裁に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「法律上の理由」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

令和元年五月七日提出

質問第一五五号

対北朝鮮安保理決議の奢侈品の定義に関する質問主意書

提出者 松原 仁

対北朝鮮安保理決議の奢侈品の定義に関する質問主意書

英国の新聞ザ・テレグラフは平成三十一年三月二十日、北朝鮮元指導者の遺体保全処置のためロシアの専門家が北朝鮮に持ち込んでいる薬品が、移転が禁止されている奢侈品に該当するとの見解を報じた。記事によれば元指導者の遺体保全処置のための費用は年間約三千万英ポンド(約四千万万円)と推定されている。また複数の報道によれば元指導者の遺体が表示されている錦繍山太陽宮殿を改築するため、北朝鮮で二百万人以上が餓死した時期に数百億円から一千億円が支出されている。

国際連合安全保障理事会決議第七百十八号及び関連する決議によって、加盟国から北朝鮮への奢侈品の供給、販売又は移転が禁止されている。決議第七百十八号に基づき設置された安保理委員会は履行支援のための通達第三号で、加盟国が奢侈品を定義するにあたって考慮すべき重要な要素として「国連統計部が二〇一四年の北朝鮮国民一人あたりの所得を六百九十六ドルと算定したことを踏まえ、当該物品が北朝鮮一般国民に購入可能か、また一般国民向けのものか」を挙げている。

令和元年五月二十一日 衆議院会議録第二十五号

議長報告

北朝鮮元指導者の遺体保全処置のための薬品や、錦繍山太陽宮殿の改築のための物品は、安保理決議が移転を禁止する奢侈品に該当するか。右質問する。

内閣衆質一九八第一五五号

令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出対北朝鮮安保理決議の奢侈品の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出対北朝鮮安保理決議の奢侈品の定義に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「北朝鮮元指導者の遺体保全処置のための薬品や、錦繍山太陽宮殿の改築のための物品」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

令和元年五月七日提出

質問第一五六号

米国金融制裁の朝鮮総連幹部等への適用に関する質問主意書

提出者 松原 仁

米金融制裁の朝鮮総連幹部等への適用に関する質問主意書

アメリカ合衆国(米国)大統領令第一万三千六百八十七号は、北朝鮮政府または朝鮮労働党の当局者または支配下の団体などで、財務長官が國務長

官と協議して決定した者の資産を凍結すると定める。同大統領令第一万三千七百二十二号は北朝鮮政府および朝鮮労働党の資産凍結を定める。同大統領令第一万三千八百十号は、対北朝鮮金融制裁の資産凍結対象者のために事情を知りながら重要な取引を行いまはは補助した外国の金融機関に対して、いわゆるセカンダリー・サンクションを科す権限を財務長官に付与した。

報道によれば米国の金融制裁に違反したとして一千億円以上の罰金を科せられた金融機関が複数ある。セカンダリー・サンクションの対象になれば経営破綻する金融機関が出ることも予想される。我が国の金融機関のなかに、北朝鮮政府または朝鮮労働党の当局者に該当する在日本朝鮮人総聯合会(朝鮮総連)の幹部や、「日本と国交を有する諸外国における大使館にも比すべき活動を行っている」と述べる朝鮮総連の傘下団体と取引しているところがある。政府は金融機関に対して米金融制裁についてどのように指導するか。右質問する。

内閣衆質一九八第一五六号

令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出米金融制裁の朝鮮総連幹部等への適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出米金融制裁の朝鮮総連幹部等への適用に関する質問に対する答弁書

金融庁においては、同行作成の「マネー・ローディング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、金融機関による国内外の制裁に係る法規制等の遵守の観点から、金融機関に対して顧客の氏名等と関係当局による制裁リスト

とを照合する等の同ガイドラインで明確化された必要な措置の実施を求めることとしている。

令和元年五月七日提出

質問第一五七号

朝鮮総連による対日有害活動等に関する質問主意書

提出者 松原 仁

朝鮮総連による対日有害活動等に関する質問主意書

東京都千代田区に中央本部をおく在日本朝鮮人総聯合会(朝鮮総連)に関する次の質問について、政府が承知しているところを具体的事例で示されたい。

一 北朝鮮による日本人または在日朝鮮人の拉致に、朝鮮総連関係者は関与しているか。

二 我が国が計一兆三千四百億円以上の公的資金を投入する事態となった朝鮮信用組合の経営破綻に、朝鮮総連は関与しているか。

三 安倍晋三内閣総理大臣は平成二十七年二月二十日に開かれた衆議院予算委員会、「朝鮮信組の破綻の問題は、他の信組の問題とは違っており、いわば破綻することがわかっていながらもかわらず、後で預金保険機構あるいは公的資金が入ることを前提にどんどん貸していく、そして大きな穴をあけた結果なんですね。投資の失敗だけではなくて、いわば不正融資というか、北朝鮮に金が渡るといふことを前提に貸し手側と借り手側が一体となっていたという問題がありました」と答弁されたが、相違ないか。

四 朝鮮信用組合の経営破綻に係る検挙された朝鮮総連関係者はいるか。

五 北朝鮮を仕出地とする覚えい密輸事件に関与した朝鮮総連関係者はいるか。

六 不正輸出事件に関与した朝鮮総連傘下企業や朝鮮総連関係者はいるか。

七 朝鮮総連傘下団体のなかに、科学技術によつて北朝鮮を支援することを目的とする団体はあるか。あるとすれば検挙の事例はあるか。

八 朝鮮総連傘下団体の税理士法違反事件に関与して検挙された朝鮮総連関係者はいるか。

九 外務省へのスパイ活動で検挙された朝鮮総連関係者はいるか。

十 北朝鮮人権問題に関する集会を、威力を用いて妨害したことで検挙された朝鮮総連関係者はいるか。

十一 朝鮮総連は「日本と国交を有する諸外国における大使館にも比すべき活動」を行っている」と述べるが、北朝鮮のために日本の各界に働きかける工作活動を行っているか。

十二 朝鮮総連または前身組織は暴力主義的破壊活動を行ったことはあるか。

十三 朝鮮総連は破壊活動防止法に基づく調査対象団体か。

十四 朝鮮総連は将来、暴力主義的破壊活動を行うおそれはあるか。
右質問する。

内閣衆質一九八第一五七号

令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連による対日有害活動等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出朝鮮総連による対日有害活動等に関する質問に対する答弁書一について

政府としては、現時点においては、昭和四十九年六月に発生した姉弟拉致容疑事案、昭和五十三年六月に発生した元飲食店店員拉致容疑事

案及び昭和五十五年六月に発生した辛光洙事件において、それぞれ朝鮮総連傘下団体等の構成員の関与があったものと認識している。

二及び三について

御指摘の「朝鮮信用組合の経営破綻の原因については、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第十三条の規定に基づく金融整理管財人の報告等によれば、融資審査が不十分であったこと、法令遵守体制に問題があったこと、内部での相互牽制機能が形骸化し、不適切な経営管理が行われていたこと等が指摘されているところであり、また、預金保険機構及び株式会社整理回収機構が債権回収の一環として融資資金の過去の動きの把握に努めた結果、朝鮮総連に対して架空の名義等を用いて融資が行われていたことが明らかとなっているところである。

四について

お尋ねの「朝鮮信用組合の経営破綻に関係して検挙された」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十三年十一月、警視庁において、朝鮮東京信用組合のため業務上預かり保管中の金員を着服したなどとして、朝鮮総連の構成員らを業務上横領罪等で検挙したことがあるものと承知している。

五について

警視庁において調査した限りでは、北朝鮮を仕出しとする覚醒剤密輸事件への朝鮮総連等の構成員の関与は、現在のところ確認されていない。

六について

お尋ねの「不正輸出事件」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成元年二月、新潟県警察において、当時の外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）により輸出が規制されていた貨物を通商産業大臣（当時）の許可を受けずに不正に輸出

しようとしたなどとして、朝鮮総連傘下団体の構成員を同法違反等で検挙したことがあるものと承知している。

七について

お尋ねの「科学技術によつて北朝鮮を支援することを目的とする団体」としては、在日朝鮮人の科学者、技術者等で構成されており、朝鮮総連傘下団体の一つである在日朝鮮人科学技術協会があり、同団体については、平成十七年十月、警視庁において、薬局の開設等の許可を受けずに医薬品を販売したなどとして、同団体の構成員を当時の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）違反で検挙したことがあるものと承知している。

八について

お尋ねの「朝鮮総連傘下団体の税理士法違反事件」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十年十一月及び十二月、警視庁において、税理士ではなく、また、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に別段の定めがある場合ではないにもかかわらず、税理士業務を行ったとして、朝鮮総連傘下団体の構成員らを同法違反で検挙したことがあるものと承知している。

九について

お尋ねの「外務省へのスパイ活動」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、昭和四十二年十一月、警視庁において、外務省の事務官から秘密文書等を収集するなどした行為に関し、朝鮮総連傘下団体の構成員らを国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）違反等で検挙したことがあるものと承知している。

十について

お尋ねの「北朝鮮人権問題に関する集会」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成六年八月、大阪府警察において、「救え！北朝鮮の民衆／緊急行動ネットワーク」というグループが開催した集会を威力を用いて

妨害したとして、朝鮮総連の構成員らを威力業務妨害罪で検挙したことがあるものと承知している。

十一について

政府としては、朝鮮総連が各界関係者に対し、その活動に対する理解を求め、北朝鮮に対する友好的な世論を醸成するため、北朝鮮の各種記念日に際して開催する祝賀会への参加を呼び掛けるなどの各種諸工作を行っているものと認識している。

十二及び十四について

政府としては、朝鮮総連について、その前身組織である在日朝鮮統一民主戦線がこれまでに暴力主義的破壊活動を行った疑いがあるものと認識しており、また、北朝鮮とも密接な関係を有していることから、今後の情勢いかによつては、将来、暴力主義的破壊活動を行うおそれのあることを否定し得ないものと認識している。

十三について

朝鮮総連は、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に基づく調査対象団体である。

令和元年五月七日提出
質問第一五八号

北朝鮮の東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加に関する質問主意書
提出者 松原 仁

北朝鮮の東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加に関する質問主意書

北朝鮮の金正恩委員長は令和二年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会への北朝鮮選手団の参加を表明した。本職は国会議員としてまた拉致問題担当大臣として北朝鮮による拉致問題に長年取り組んできたが、もしも大会開

催時までに全拉致被害者の帰国が実現していなければ、事実上の体制宣伝要員である北朝鮮選手団が参加することを断じて容認できない。大会は拉致問題を糊塗する政治宣伝の場になつてはならない。国民の多くも同じ気持ちである。

また元国家公安委員会委員長として、北朝鮮政府が我が国の領域内で不法な警察権を行使することにつながる監視役の入国を容認できない。

平成二十四年に開催されたロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会に際して、英国政府は、アサド政権やシリア政府軍との関係を理由にシリアオリンピック委員会委員長のモワフアク・ジョウマー將軍の入国を許可しなかった。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際して政府は、日本人拉致をはじめとする人道犯罪に責任がある北朝鮮政府または朝鮮労働党との関係を理由に、北朝鮮競技関係者の入国を拒否することはあるか。
右質問する。

内閣衆質一九八第一五八号

令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮の東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮の東京オリンピック・パラリンピック競技大会参加に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「人道犯罪に責任がある北朝鮮政府または朝鮮労働党との関係」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和元年五月七日提出
質問第一五九号

羽田空港増便計画に伴う新飛行ルート間近に位置する上皇陛下仙洞仮御所の諸対策に関する質問主意書

提出者 松原 仁

羽田空港増便計画に伴う新飛行ルート間近に位置する上皇陛下仙洞仮御所の諸対策に関する質問主意書

政府は二〇二〇年に開催される東京オリンピック・パラリンピック前を用途にした羽田空港の国際線増便計画に伴い、東京二十三区上空を含む新たな飛行ルート（以下、新飛行ルート）の採用に向けて説明会等を行っている。しかし第百九十七回国会における質問第九八号及び今国会で先に提出した質問第二九号、またそれぞれに対する安倍晋三内閣総理大臣からの答弁書でも示されている通り、ルート直下及び周辺住民からは騒音や落下物に対する不安の声が上げられている。同時に、先般、皇室において御世代わりが行われたが、退位された先帝である上皇陛下の「仙洞仮御所」として「高輪皇族邸」（東京都港区高輪一の十四の二）の使用が決定されている。「高輪皇族邸」は、新飛行ルート案における南風時のC滑走路への着陸ルートのほぼ真下に位置しており、当然両陛下の生活に対しても、先述の住民から挙げられていると同様の懸念が持たれることになる。在位時に国家国民を思われ大変なご尽力をいただいた両陛下には、退位後は静かな環境下で新たな生活を送っていただきたいとの立場から質問させていただく。

一 仙洞仮御所への両陛下のお住まいについて

1 上皇・上皇后両陛下の仮住まいの期間はいつからいつまでか。

2 本件新飛行ルートについて、国土交通省もしくはその他の省庁から宮内庁へ説明はなされているのか。

二 仙洞仮御所の防音体制について

1 新飛行ルートにおいて上皇・上皇后両陛下の仮住まいである仙洞仮御所の真上付近を航空機が通過するとき、その機体の飛行高度は地上何メートル程度と想定されているか。

2 1に関連して、仙洞仮御所の真上を航空機が飛行するとき、その直下の地上での騒音レベルは何デシベル程度と予想されるか。国土交通省の資料「羽田空港のこれから」に代表的に引用されるボーイング社製の大型機、中型機、小型機の場合について、その騒音レベルをお示しいただきたい。

3 仙洞仮御所の騒音対策についてお尋ねする。新飛行ルート案において羽田空港C滑走路への着陸ルート使用時には、十五時から十九時にかけて、一時間当たり最大三千回の航空機の飛行が見込まれている。他方、上皇・上皇后両陛下は、退位後も、国民のために祈りを続ける意思を示されていると、多くの報道機関が伝えている。祈りを行う環境として断続的な騒音が想定される状況は適切ではないと考えられる。2で想定される騒音は、仙洞仮御所の建物内では、どの程度の騒音として体感されるか。

三 航空機からの落下物への対策について

1 政府の真剣な落下物対策への取り組みにもかかわらず、航空機からの落下物の報告は後を絶たない。新飛行ルートが採用された場合、上皇・上皇后両陛下のお住まい「仙洞仮御所」に航空機からの落下物が直撃される可能性はないか。可能性がない場合、その理由は何か。可能性がある場合、現在それに対して何らかの対策を検討しているか。

2 新飛行ルートが採用された場合、「仙洞仮御所」敷地内を含めた両陛下の近隣へのお出かけの際を想定した、航空機からの落下物対策を予定しているか。

策を予定しているか。
右質問する。

内閣衆質一九八第一五九号

令和元年五月十七日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出羽田空港増便計画に伴う新飛行ルート間近に位置する上皇陛下仙洞仮御所の諸対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出羽田空港増便計画に伴う新飛行ルート間近に位置する上皇陛下仙洞仮御所の諸対策に関する質問に対する答弁書

一の1について
お尋ねの「上皇・上皇后両陛下の仮住まいの期間」の意味するところが必ずしも明らかではないが、上皇上皇后両陛下の吹上仙洞御所からの御移転の時期等は未定である。

一の2について
東京国際空港（以下「羽田空港」という。）における新たな飛行経路案（以下「新経路案」という。）の内容については、既に国土交通省から宮内庁に対して説明を行っている。

二について
お尋ねの「仙洞仮御所の真上付近」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「仙洞仮御所が高輪皇族邸を指すとすれば、新経路案のうち羽田空港のC滑走路へ着陸する飛行経路において、航空機は、最も当該飛行経路に近い同皇族邸の敷地の中の地点から西へ約百二十メートルの地点を、約四百五十メートルから約六百メートル程度の高度で飛行することを想定している。

また、お尋ねの「国土交通省の資料「羽田空港のこれから」に代表的に引用されるボーイング社製の大型機、中型機、小型機」が当該高度で飛行した場合の当該飛行経路直下における航空機の騒音レベルの最大値は、それぞれ、七十三デシベルから七十六デシベル程度、六十九デシベルから七十四デシベル程度及び六十八デシベルから七十一デシベル程度と想定している。

なお、これらの値は、実際の航空機の運航時における、その重量等の運航条件や風向等の気象条件によって変動し得るものである。

また、一般に、屋内では航空機の騒音レベルは小さくなるが、その程度については、建造物の材質及び構造等により異なるため、御指摘の「2で想定される騒音」について、高輪皇族邸の屋内での騒音レベルを一概にお示しすることは困難である。

三について

一般に、航空機からの落下物が発生した場合の落下地点は、当該落下物の形状及び重量並びに当該落下物が発生した際の天候等の様々な要因により定まるものであるため、お尋ねの「可能性」をお示しすることは困難である。

また、お尋ねの「仙洞御所」敷地内を含めた両陛下の近隣へのお出かけの際を想定した、航空機からの落下物対策の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、先の答弁書（平成三十一年二月十九日内閣衆質一九八第二九号）三についてでお答えしたとおり、航空機からの落下物対策に万全を尽くしてまいりたい。

令和元年五月七日提出
質問 第一六〇号
羽田空港への低空飛行ルートを採用方法に関する質問主意書

提出者 松原 仁

羽田空港への低空飛行ルートを採用方法に関する質問主意書

私が先般提出した「羽田空港への低空飛行問題に関する質問主意書」（平成三十一年二月八日提出、質問第二九号）に対し、「衆議院議員松原仁君提出羽田空港への低空飛行問題に関する質問に対する答弁書」（平成三十一年二月十九日受領、答弁第二九号）を受領した。これらを踏まえ、新飛行経路（以下、低空飛行ルート）案の正式採用のために「幅広い理解を得るべき主体とは、関係地域の「地方公共団体等」であり、その中には「町会・自治会、企業」も含まれるということが示された。他方で、低空飛行ルートの直下にある品川区及び渋谷区の区議会においては、「品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議」「羽田空港増便による都心低空飛行計画の見直し等を国に求める意見書」がそれぞれ全会一致で可決された。どちらも現時点で低空飛行ルート案への区民の理解が進んでおらず、計画の見直しを求めるという内容である。このような状況下で、現在、低空飛行ルート案は「地方公共団体等」からの「幅広い理解」を得られているのか。まだ得られていないとすれば、どのような方策をもって「幅広い理解」を得られたと言えるのかという観点から質問する。

一 答弁第二九号一の2及び3についての中で「地方公共団体をはじめとする関係者からの御意見を参考に検討することとした」としている。しかし、判断基準・方法が余りにも不明確なため、区民や区議会にとっては不信感が募る状況なのではないか。まぎれもなく関係地域の地方公共団体である、品川区と渋谷区では、区民を代表する機関である区議会が低空飛行ルートを「容認できない」ので「見直し」をせよ、と全会一致で決議していることは大変重く、少なくとも、現在、この二区では区民の理解を得られているとは到底言えない状況である。オリンピック・パラリンピックまでの低空飛行ルート

実行のためには、「丁寧な説明」に残された期間是一年を切った状況であり、品川区民、区議会等の「地元の理解」を得られる状況だとは考えにくい。質問第二九号一の2でも質問したが、改めて、いつ、どのようにして「地元の理解」を得た、と判断するのかお答えいただきたい。

二 現在、品川区、渋谷区の議会の容認できないという決議が有効である以上、関係地域の地方公共団体等の幅広い理解を得ることが条件となつて低空飛行ルートを実行するには、両区議会において「羽田新飛行ルート」を容認する趣旨の決議が可決される必要があると、理論上、考えざるを得ない。この点について政府の認識を伺いたい。

三 関係地域の個人、団体の中には、時間や天候によって低空飛行が限定された本計画に対し消極的な賛成をしている場合も極めて多いと認識している。政府として現在の計画を超えて、二〇二〇年以降に羽田空港に関する更なる増便を検討しているか。もししている場合、何年度を目途に何便程度を想定しているかご答弁いただきたい。

右質問する。

内閣衆質一九八第一六〇号
令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出羽田空港への低空飛行ルートの採用方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員松原仁君提出羽田空港への低空飛行ルートの採用方法に関する質問に対する答弁書

一及び二について
先の答弁書（平成三十一年二月十九日内閣衆質一九八第二九号）一の2及び3についてでお

答えたとおり、政府としては、東京国際空港における新たな飛行経路案について、関係地域の地方公共団体及び住民の方々（以下「地方公共団体等」という。）に説明を行っているところであるが、今後も引き続き丁寧な情報提供を行い、幅広い理解を得た上で、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに運用できるようにしたいと考えている。今後、どのような形で地方公共団体等から理解を得たと判断するかについては、地方公共団体をはじめとする関係者からの御意見を参考に検討することとした。

三について

政府としては、現時点において、御指摘の「現在の計画を超えて」「羽田空港に関する更なる増便」を行うことを検討していない。

令和元年五月八日提出
質問 第一六一号

地方議員選挙における選挙運動用ビラの頒布方法、時間、枚数に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

地方議員選挙における選挙運動用ビラの頒布方法、時間、枚数に関する質問主意書
本年三月一日から、地方議員（町村議会議員を除く）選挙においても選挙運動用のビラの頒布が解禁となりました。

ビラの頒布が解禁されたことにより、各候補者の政策や理念、過去の実績等を有権者が広く知ることが出来、投票先を決定する上で、重要な判断材料になると感じました。

しかしながら、頒布方法に制約があり、せっかく頒布出来るようになったものの、候補者のビラを受け取る機会が全く無い有権者が出てしまっています。

具体的には、選挙事務所や個人演説会に足を運ばない有権者にとって、街頭演説をしている場で

頒布されているピラを受け取る以外にピラを受け取る機会はありません。しかし、ピラを街頭で頒布出来る時間は、街頭演説が認められている午前八時から午後八時の間に限られている為、午前八時より前に最寄駅を使って出勤し、午後八時を過ぎてから駅に戻ってくる有権者はピラを受け取ることは出来ません。首都圏で働く多くの有権者は、通勤時間に一時間以上かかる方が多く、午前八時前に出勤し、午後八時過ぎに帰宅するというのが相当数います。この方々にとっては、せっかく頒布されるようになった選挙運動用のピラを受け取る事が出来ません。その結果、候補者の情報を得て投票することに制約がかかり、他の有権者との間で投票に必要な情報の取得について格差が生じることとなっています。

また、新聞折込みによる頒布も認められていますが、新聞折込みには費用がかかり、経済的に余裕のある候補者しか行えず、金のかからない選挙を進めるといふ方針に逆行するものであります。ピラの頒布には証紙の添付が必要で枚数の制限があるので、候補者の経済力によって頒布枚数が変わることはならないので、頒布方法に制約をかける必要はないと考えます。むしろ、ポランティアで頒布することが出来るポスティングを認める方が新聞折込みよりも費用がかからず、お金のかららない選挙につながると考えます。

また、一般市・特別区のピラの頒布枚数は自治体の人口に限らず、一律四千枚と決められています。

東京二十三区を例にとると、人口約六万人で最下位当選者の得票数が五百二十二票の千代田区と、人口約九万人で最下位当選者の得票数が三千六百六十七票の世田谷区で、頒布出来る枚数が同じになります。つまり、千代田区では当選に必要な票数の約八倍のピラを頒布することが出来る一方、世田谷区では当選に必要な票数とほぼ同数

のピラの頒布しか認められていないことになりま

す。これは、有権者にとっても候補者にとつても、住んでいる自治体で得られる権利が異なることになり、選挙の公平性という観点から問題ではないかと感じます。

以上、踏まえて、以下政府の見解を伺います。

一 選挙運動用ピラの頒布方法に制約を設けることなく、ポスティングも認めるべきと考えますが、政府の見解を伺います。

二 街頭での頒布時間は、有権者の通勤実態に即して、街頭演説が認められている午前八時から午後八時に限ることなく、時間の制約なく頒布出来るようにするべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

三 一般市、特別区は自治体によって人口規模に大きな差があることから、選挙運動用ピラの頒布出来る枚数を一律四千枚にせず、人口に応じて枚数を変える必要があると考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆議院一九八第一六一号

令和元年五月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員初鹿明博君提出地方議員選挙における選挙運動用ピラの頒布方法、時間、枚数に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出地方議員選挙における選挙運動用ピラの頒布方法、時間、枚数に関する質問に対する答弁書

一及び二について

選挙運動のために使用するピラの頒布方法については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十二条第六項及び公職選挙法施行令

(昭和二十五年政令第八十九号)第百九条の六の規定により、新聞折込み又は当該ピラに係る候補者等の選挙事務所内、個人演説会の会場内若しくは街頭演説の場所における頒布に限られているが、これは、当該ピラの無秩序な頒布による弊害等に係る国会における議論や同法第百三十八条第一項の規定による戸別訪問の禁止等を踏まえて規定されたものであり、お尋ねのような頒布方法を認めることについては、このような経緯等を踏まえた慎重な検討が必要であると考えている。

三について

お尋ねについては、選挙運動の在り方の問題であり、また、地方公共団体の議会の議員(町村の議会の議員を除く。)の選挙において選挙運動のために使用するピラを頒布できることとし、及び当該ピラの枚数の上限を規定した平成二十九年の公職選挙法の一部改正は、議員提案によりなされたところでもあり、各党各会派において、十分に議論していただきたいと考えている。

令和元年五月八日提出
質問第一六一二号

小型無人機等飛行禁止法等改正案のテロ抑止効果とテロ防止の具体策に関する再質問
書

提出者 初鹿 明博

小型無人機等飛行禁止法等改正案のテロ抑止効果とテロ防止の具体策に関する再質問
主意書

「小型無人機等飛行禁止法等改正案のテロ抑止効果とテロ防止の具体策に関する質問主意書(平成三十一年四月十二日提出 質問第一三九号)」に対する答弁書で、現在、国会で審議中の小型無人機等飛行禁止法等改正案のテロ抑止効果に関し

て、「追加される対象施設(対象施設とみなされるものを含む)」に対する小型無人機等を利用したテロ行為等の抑止が図られるものと考えている」と答弁しています。

また、ドローンなどの小型無人機等を飛行させてテロ行為を実行しようとする者がいた場合、それをどのような方法で止めることができるのかとの質問に対しては、「網を用いて捕獲する等の措置をとることができるものと考えている」と答弁しています。

当該答弁書が閣議決定された後、答弁内容が現実に即していないことを明らかにする事態が起りました。

それは、大型連休中の五月二日、六日に皇居周辺の上空をドローンのような物体が飛行しているのを、警備していた機動隊員が発見したとされるものです。

これは、天皇陛下の御即位関連行事があるため、皇居周辺において通常よりも警戒態勢での警備が行われていた中でのことでした。

既に現行の小型無人機等飛行禁止法で、皇居周辺の上空はドローンを飛行させることが禁止されています。この飛行物体がドローンであるとしたら、法律で禁止され、警察官が周辺に多数配備されている中でも、易々と飛行させることができたり、法律で禁止しても抑止効果がないことが示されました。また、飛行物体を発見しても、それを捕獲することもできなければ、操作している人物も探し出せませんでした。

今後、捜査を進める中で、実行した者が判明すれば、検挙する根拠となりますが、法律があっても、抑止効果もなければ、飛行を止めることもできないことは明らかになったと思います。

以上を踏まえ、以下質問します。

一 既に法律で小型無人機等の飛行が禁止されている皇居周辺の上空で、警察等の警備が厳しくなっている大型連休中に、現に飛行していた物

体が存在したことを受けて改めて伺いますが、防衛関係施設やラグビーワールドカップ二〇一九、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関係施設(会場等・主要空港)を法律の対象施設に加えただけで、なぜ、テロ行為の抑止が図られるようになるのか、具体的にお答えください。

二 「網を用いて捕獲する等の措置をとることができる」との答弁について、仮にテロを起こす目的で飛行するドローンを網で捕獲できたとしても、爆発物を搭載していた場合、その場で爆破したら被害は食い止められないと考えます。また、爆発物を搭載しているドローンを捕獲した場合、途中で爆破することなく安全な場所に持っていくことができるのかも疑問です。場合によってはより被害を拡大してしまうことも考えられます。爆発物を搭載しているドローンを網で捕獲できたとしても、爆発物が爆破することまでは止められないのではないかと考えますが、確実に止められるのでしょうか、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九八第一六二号
令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出小型無人機等飛行禁止法等改正案のテロ抑止効果とテロ防止の具体策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出小型無人機等飛行禁止法等改正案のテロ抑止効果とテロ防止の具体策に関する再質問に対する答弁書について
お尋ねについては、先の答弁書(平成三十一

年四月二十三日内閣衆質一九八第二三九号)一についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねの「爆発物を搭載しているドローン」への対応については、個別具体的な状況に即して判断する必要があるが、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として、各種の資機材も最大限活用しつつ、当該状況に応じた適切かつ機動的な措置により、安全の確保を図ることとなると考えている。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案

平成三十一年二月二十六日
内閣総理大臣 安倍 晋三

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律

(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)
第一条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 分収造林(第九条―第十七条)」を「第二章の二 樹木採取権(第八条の五―第三章 分収造林(第九条―第十七条) 第八条の二十六)」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 樹木採取権

(樹木採取権の設定)

第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利(以下「樹木採取権」という。)を設定することができる。

2 前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽(人工下種を含む。以下同じ。)された樹木を含まないものとする。

3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者(以下「樹木採取権者」という。)から権利設定料を徴収するものとする。

(樹木採取区の指定)

第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表し、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料(樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。)の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針
六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの(設定の申請)

第八条の八 第八条の六第一項の規定により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水産大臣にその旨を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

二 樹木採取区の所在地
三 氏名又は名称及び住所

四 経営管理(森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を継続的に行うことをいう。以下同じ。)を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額(以下「申請額」という。)

六 木材利用事業者等(木材の安定供給の確保に関する特別措置法平成八年法律第四

十七号)第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。)及び木材製品利用事業者等(同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。)との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模(当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。)並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

2

前条第二項の者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項の認定木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画(同項に規定する事業計画をいう。以下この項において同じ。)に係るものに限る。)を受けた者である場合であつて、当該認定に係る事業計画(同条第三項第二号口の森林の区域に前条第一項の規定による申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。)の写しを提出したときは、前項の規定にかかわらず、同項第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力

及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。

二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること。

四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2

農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(欠格事由)

第八条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の七の規定による公募に応じることができない。

一 この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により第十条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

三 第八条の二十二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ない者

四 十分な社会的信用を有していない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 農林水産大臣は、第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとする。

2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(事業の開始の義務)

第八条の十三 樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならない。

2 樹木採取権者は、やむを得ない理由により前項の期間内に事業を開始することができないときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3 樹木採取権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、理由を付して、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4 樹木採取権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約(以下「樹木採取権実施契約」という。)を締結しなければならない。

一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその内容に含むもの

イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項

ロ 樹木の採取方法に関する事項

ハ 各年ごとの採取面積に関する事項

二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令で定める事項

2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号の施業の計画(次号において「施業計画」という。)が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。

木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならない。

(性質)
第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

(権利の目的)
第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限)
第八条の十七 樹木採取権は、分割し、又は併合することができない。

2 樹木採取権の移転(法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

らない。

4 農林水産大臣は、第二項の許可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その申請に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

(樹木採取権の法人の合併その他の一般承継)
第八条の十八 法人の合併その他の一般承継によつて樹木採取権を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、取得の日から三月以内に、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、当該基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡するために通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間内に譲

渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一 その届出をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。

(樹木採取権の存続期間)
第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

(登録)
第八条の二十 次に掲げる事項は、樹木採取権登録簿に登録する。

一 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

二 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

4 樹木採取権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

5 樹木採取権登録簿に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

6 前各項に規定するもののほか、登録に関し

必要な事項は、政令で定める。
(指示等)

第八条の二十一 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に對して、その業務若しくは経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができ。

(樹木採取権の取消し等)
第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、樹木採取権を取り消すことができる。

一 樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他の不正の方法により樹木採取権者となつたとき。

ロ 第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

ハ 第八条の十二第四項の納付期限までに権利設定料を納付しなかつたとき。

二 第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

ホ 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ヘ 亦に掲げる場合のほか、第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ 第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。

リ 第八条の十八第二項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき。

又 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ル 第八条の二十四において準用する第十三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。

二 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

3 樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は消滅する。

(樹木採取権者に対する補償)

第八条の二十三 国は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による樹木採取権の取消し又は前条第三項の規定による樹木採取権の消滅(国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によつて損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であつた者(以下この条において単に「樹木採取権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、国と樹木採取権者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積もつた金額を樹木採取権者に支払わなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある樹木採取権者

は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

6 前条第一項の規定により取り消された樹木採取権又は同条第三項の規定により消滅した樹木採取権(国の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。)の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。

7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

8 国は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一項の規定による樹木採取権の取消しによるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

(準用規定)

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替へるものとする。

(採取跡地の植栽)

第八条の二十五、農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(農林水産省令への委任)

第八条の二十六 この章に定めるもののほか、樹木採取権に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十条第三号中「(人工下種を含む。以下同じ。)」を削る。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十四条」に、「第二十二条・第二十三条」を「第二十五条・第二十六条」に改める。

第一条中「及び流通の円滑化」を、「流通の円滑化及び利用の促進」に改める。

第四条第一項中「指定地域内」を「森林所有者等(指定地域内)に、「又は収益」を「若しくは収益」に、「(以下「森林所有者等」という)を「又は森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第八条の五

第一項に規定する樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。以下同じ)に、「又はその」を「若しくはその」に改め、「この条において」を削り、「と共同して」を「又は木材利用事業者等及び当該木材を原材料とする製品(第三項第二号(2)において「木材製品」という。)を利用する事業として政令で定めるもの(同号(2)において「木材製品利用事業」という。)を行う者(第十六条第二号ロ及び

ハにおいて「木材製品利用事業者」という)若しくはその組織する団体(以下「木材製品利用事業者等」という)と共同して」に、「第三項第二号ハの事業所又は」を「同項第二号ハの事業所、」に、「が当該」を「又は同号(2)の事業所若しくはは区域が当該」に改め、同条第二項中「又は木材

利用事業者等」を「木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等」に改め、同項第二号中「者又は」を「者」に改め、「開設する者の下に」(第十六条第二号イにおいて「市場開設者」という)又は木材の輸送を業として行う者」を加え、同条第三項第二号中「実施時期」を「実施期間」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 森林の区域並びに当該区域における伐採及び伐採後の造林に関する方針

第四条第三項第二号に次のように加える。

ハ 森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して事業計画を作成する場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 木材の需要の開拓の内容

(2) 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域

第四条第三項第四号中「保安林」の下に「(同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)」を加え、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「の認定」を「の認定(当該認定に係る事業計画が第四項に規定する事項を含むものに限る。次項において同じ。)」に、「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「保安林」を「第四項に規定する事項(保安林に、「を含む」を含むものに限る。を含む)」に、「第三項第二号ロに掲げる」を「第四項に規定する」に改め、同項を同条

第九項とし、同条第七項第一号中「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「の立木の伐採及び伐採後の造林」を「についての第四項に規定する事項」に、「第三項第二号口に掲げる」を「第四項に規定する」に、「当該」を「当該事業計画において」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「前項第一号を「第三項第一号」に、「に対する」を「又は木材製品利用事業者等に対する」に改め、同条第三号中「前項第二号」を「第三項第二号」に、「が同項第一号」を「前項の規定により同項に規定する事項を記載した場合にあつては、当該事項を含む」が第三項第一号」に改め、同条第四号中「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関し、森林の所在場所、保安林とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項を記載することができる。

第五条第二項中「同条第四項各号」を「同条第五項各号」に改め、同条第三項中「前条第四項から第十二項まで」を「前条第五項から第十三項まで」に改める。

第六条第二項中「第四条第五項から第十一項まで」を「第四条第六項から第十二項まで」に改める。

第七条中「に従つて」を「第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。次条及び第十条から第十二条までにおいて同じ。」に従つて」に改める。

第九条第一項中「事業計画」の下に「(第四条第四項に規定する事項を含むものに限る。)」を加える。

第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条中「前条を」第二十三条に改め、同条を第二十五条とする。

第二章中第二十一条を第二十三条とし、同条の次に次の一項を加える。

(国有林野の管理経営に関する法律との関係)
第二十四条 森林所有者等が国有林野の管理経営に関する法律第八条の十二第一項の規定により同法第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けた場合(当該樹木採取権に係る同法第八条の六第一項の樹木採取区が指定地域内にある場合に限る。)において、農林水産省令で定める期間内に当該森林所有者等並びに当該樹木採取権に係る同法第八条の八第二項の申請書に記載された木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等から都道府県知事等に申請があつたときは、これらの者を認定事業者と、当該申請書を認定事業計画とみなして、第十五条から第十七条まで、第二十一条、第二十二條及び前条(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。

第二十条を第二十二條とし、第十九條を第二十一条とする。

第十八条中「昭和二十六年法律第二百四十六号」を削り、同条を第二十条とし、第十七条を第十九條とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「森林組合等の事業の利用の特例」を付し、第十五条の次に次の二條を加える。

(独立行政法人農林漁業信用基金の業務)
第十六条 独立行政法人農林漁業信用基金(以

下「信用基金」という。)は、木材安定供給確保事業(森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。以下この条において同じ。)に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一 認定事業者が当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 信用基金に出資している認定事業者であつて次に掲げるもの(その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐるハに掲げる者を含む。)が、当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)第十三条第一項の融資機関から借り入れること(当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。)により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合若しくは森林組合連合会で木材卸売業を営む者、市場開設者又は木材の輸送を業として行う者(口及びハにおいて「木材卸売業者等」という。)であるもの

ロ 木材卸売業者等(資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。)又は木材製品利用事業者(政令で定めるものに限

る。ハにおいて同じ。)が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合
ハ 木材卸売業者等又は木材製品利用事業者

三 前二号の業務に附帯する業務
(都道府県の特別会計)

第十七条 前条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例)

2 第十六条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、第十七条の規定によりその経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において行う場合であつて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法昭和五十四年法律第五十一号)第八条に規定する経理を当該特別会計において行うときは、当該経理を第十七条に規定する経理と併せて行うことができる。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)
第三条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「こと」の下に「都道府県が行

う木材の安定供給の確保に関する特別措置法
(平成八年法律第四十七号。以下「木材安定供給
特措法」という。)第十六条第一号に規定する事
業並びに」を加える。

第七条の二第三項第一号中「第十七条第二号」
の下に「若しくは木材安定供給特措法第十六条
第二号」を加え、「同法第十七条第一号」を「林
業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若
しくは木材安定供給特措法第十六条第二号八」
に改める。

第十二条第一項第五号中「次条及び」を「次
条」に、「の規定を」及び「木材安定供給特措法
第十六条第二号の規定」に改め、同項第十号
を第十一号とし、第六号から第九号までを一
ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加え
る。

六 都道府県に対し木材安定供給特措法第十
六条第一号の規定による貸付けを行うこ
と。

第十四条第二項中「第六号から第九号まで」を
「第七号から第十号まで」に改める。

第十五条第二号中「に掲げる業務及びこれ」を
「及び第六号に掲げる業務並びにこれら」に改
め、同条第三号中「第十二条第一項第六号から
第九号まで」を「第十二条第一項第七号から第十
号まで」に改める。

第十七条中「及び第九号」を「第六号及び第
十号」に改める。

第二十条第一項中「林業・木材産業改善資金
助成法」の下に「木材安定供給特措法」を加え
る。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から
施行する。ただし、次条の規定は、公布の日か
ら施行する。

令和元年五月二十一日 衆議院会議録第二十五号

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、第一条の規定による改正後の国有林野の
管理経営に関する法律(以下この条において「新
法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があ
ると認めるときは、新法の規定について検討を
加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる
ものとする。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第四条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律
第三百四十六号)の一部を次のように改正す
る。

第四十三条の二第二項中「第十二条第一項第
八号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

第四十三条の三第三項中「第十二条第一項第
九号」を「第十二条第一項第十号」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第五条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百
五十八号)の一部を次のように改正する。

第六百九十六号の十一第一項中「及び第九号」を
「第六号及び第十号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四号又は第四号の二」を
「又は第四号から第四号の三まで」に、「又は公
共施設等運営権」を「公共施設等運営権又は樹
木採取権」に改める。

第十一条第一項中「又は公共施設等運営権」を
「公共施設等運営権又は樹木採取権」に改め
る。
別表第一第四号の二の次に次のように加え
る。

四の三 樹木採取権の登録(樹木採取権の信託の登録を含む。)

(一)	設定の登録	樹木採取権の価額	千分の一
(二)	移転の登録		
	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	樹木採取権の価額	千分の一
	ロ その他の原因による移転の登録	樹木採取権の価額	千分の五
(三)	抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(四)	抵当権の移転の登録		
	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
	ロ その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
(五)	根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
(六)	抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千
(七)	信託の登録		
	イ 抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
	ロ 抵当権以外の権利の信託の登録	樹木採取権の価額	千分の一
(八)	付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）	樹木採取権の件数	一件につき千
(九)	登録の抹消	樹木採取権の件数	一件につき千

第二号ハに改め、同表第十五条第二号の項中「第十二条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「及び暫定措置法」を「並びに暫定措置法」に改め、同表第十七条の項中「及び第九号」を「第六号及び第十号」に改める。

(破産法の一部改正)

第八条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第二号中「公共施設等運営権の下に」、「樹木採取権」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二百六条の五第一項中「収入額の下に「並びに同法第八条の五第三項に規定する権利設定料及び同法第八条の十四第四項に規定する樹木料の収入額の合計額」を、「費用」の下に「並びに同法第八条の五第一項に規定する樹木採取権に関する事務の執行のために要する費用」を加える。

理 由

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、効率的かつ安定的な林業経営の育成

を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

(一) 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定の区域を樹木採取区として指定した上で、当該区域において生育している樹木を、一定の期間、安定的に採取する権利として、樹木採取権を設定することができるものとする。

(二) 農林水産大臣は、樹木採取区の指定をしたときは、樹木採取区の所在地及び面積、樹木採取権の存続期間、権利設定料の額等をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

(三) 農林水産大臣は、(一)の公募に応じた者のうちから、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有すると認められること、木材の需要者との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること等を条件とした上で、地域における産業の振興への寄与の程度等を勘案し、樹木採取権者を選定するものとする。

(四) 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、具体的な施業の計画等を含む契約を五年ごとに締結しなければならないものとする。

(五) 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡

地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に對し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

2 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

森林所有者等及び木材の需要者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)による金融上の措置(債務保証及び低利の資金融通)を講ずるものとする。

3 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

2の措置を、信用基金の業務として追加するものとする。

4 施行期日

この法律は、平成三十二年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属フォーラムから、樹木採取権の存続期間を十年以内とすること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和元年五月十六日

農林水産委員長 武藤 容治

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国の国土面積の約二割、森林面積の約三割を占める国有林野は、重要な国民共通の財産であり、国土の保全、水源の涵養、林産物の供給等、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。また、国有林野事業は、平成十年度の抜本的改革で公益的機能の維持増進を旨とする管理経営方針に大きく転換し、平成二十五年度には公益重視の管理経営を一層推進するとともに、一般会計で行う事業に移行している。昨今、頻発している自然災害への対応や、地球温暖化防止に対する国民の強い関心等も踏まえ、国有林野の有する公益的機能は、より一層十全に発揮されることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 国民共通の財産である国有林野の管理経営は、国民の理解と協力を得ながら適切に行う必要があることを再認識し、今後とも、公益重視の管理経営を一層推進していくとともに、多様な機能の発揮に対する国民の期待に応えるため、引き続き、国が責任を持って一元的に行うこと。

二 樹木採取権の設定及び樹木採取区の指定に当たっては、地域における継続的・安定的な雇用の拡大、産業の発展及び所得水準の向上等の地域における産業の振興に対する寄与の程度を重視して行うとともに住民の福祉の向上に寄与する取組を妨げないよう配慮すること。その際、地域の中小規模の林業経営者等の育成整備につながるよう配慮するとともに、地域産業に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。

三 樹木採取権実施契約に含むこととなる施業の計画は、国有林の公益的機能が維持増進される

令和元年五月二十一日 衆議院會議録第二十五号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

二〇

第九条第五号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロから二までとし、ヘの前に次のように加える。

ホ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第五条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の五第四項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十九条の二第二項中「同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。」を削る。

(人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正)

第六条 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第二十一条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

(衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部改正)

第七条 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成二十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 心身の故障により衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第二十一条第三項第一号二を次のように改める。

二 心身の故障により衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

(国会職員法の一部改正)

第八条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十条中「の二」を「(第二号を除く。のいずれか)」に改める。

第二節 国家公安委員会関係

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第一項第九号中「第七号の二」を「第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の二中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第二十四条第二項第二号中「第七号の二」を「第四号まで又は第六号から第九号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 心身の故障により管理者の業務を適正に

実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第二十四条第五項中「第二項第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。

第三十一条の二十三の表第四条第一項第五号及び第六号の項中「第四条第一項第五号及び第六号」を「第四条第一項第六号及び第七号」に改める。

第四十一条の二中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第四号又は第五号」これらの規定をに改める。

(古物営業法の一部改正)

第十条 古物営業法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号ただし書中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第六条第一項第二号中「第九号」を「第十号」に改める。

第十三条第二項に次の一号を加える。

三 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第十九条の次に次の一条を加える。

(古物営業法に關し行つた行為の取消しの制限)第十九条の二 古物商(個人に限り、未成年者を除く。)が古物営業に關し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

(質屋営業法の一部改正)

第十一条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号を削り、同項第四号中「又は成年被後見人」を削り、同号ただし書中「前三号、第六号及び第九号」を「前各号、第七号及び第十号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第一号から第六号まで」を「次に改め、同号に次のように加える。

イ 第一号から第三号まで又は第五号から第七号までのいずれかに該当する者

ロ 心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「年令」を「年齢」に、「疑が」を「疑いが」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「年令」を「年齢」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「帳簿」を付する。

第十五条第二項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項中「左の」を「次の」に、「見易い」を見やすいに改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「異り、且つ」を「異なり、かつ」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第二項中「受取り」を「受取」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条第一項中「因り」を「より」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項中「責に」を「責めに」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「責に」を「責めに」に、「因り」を「より」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「ぞう物」を「盗品その他の財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物」(第二十三条において「盗品等」という。)に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(質屋営業に関し行つた行為の取消しの制限)
第二十一条 質屋(個人に限り、未成年者を除く。)が質屋営業に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第二十三条の見出しを「差止め」に改め、同条中「ぞう物」を「盗品等」に改める。

第二十四条の見出しを「立入検査」に改め、同条第一項中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条第二項中「呈示し」を「提示し」に改める。

第二十五条第一項第二号中「第五号若しくは第八号」を「第四号、第六号若しくは第九号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第三号中「質屋の」を「未成年者である質屋の」に、「若しくは第六号」を「第四号若しくは第七号」に、「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同項第四号ただし書中「又は成年被後見人」を削る。

第二十八条第四項中「第十四条、第十五条、第十八条」を「第十三条、第十四条、第十七条」に改める。

第三十一条中「第十二条」を「第十一条」に改める。

第三十二条中「第十三条前段、第十四条、第十五条第一項又は第二十一条第二項」を「第十二条前段、第十三条、第十四条第一項又は第二十条第二項」に改める。

第三十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「第十五条第二項、第十七条第一項」を「第十四条第二項、第十六条第一項」に改め、同条第二号中「立入」を「立入」に改める。

第三十四条中「第二十一条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

(道路交通法の一部改正)
第十二条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の八第三項第二号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第五十一条の八第三項第二号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(警備業法の一部改正)
第十三条 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十四条 自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第三条第八号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号ただし書中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により自動車運転代行行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
第七条第一項第二号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

第十四条第一項中「第三条第一号から第四号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三条第一号から第四号までのいずれかに該当する者
二 心身の故障により運転代行業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第十四条第二項中「前項に規定する」を「前項各号のいずれかに該当する」に改める。

第二十四条第一項第三号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。
(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第十五条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「成年被後見人若しくは被保護人又は」を削り、「受け」を受けてに改め、同条第六号イ中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

し、第四号の次に次の一号を加える。
五 心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
(探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十六条 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第三条第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三節 個人情報保護委員会関係
(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)
第十七条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の六第一号中「成年被後見人又は被保護人」を削り、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の六第一号中、「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をもその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

第四節 金融庁関係

(無尽業法の一部改正)

第十九条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第三十五条の二第二項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第二十条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第十二条の二第二項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(金融商品取引法の一部改正)

第二十一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第二号イを次のように改める。

イ 心身の故障により金融商品取引業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二十九条の四第一項第五号二(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者(心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は第二号ロからりまでのいずれかに該当する者であるものに限る。)

第二十九条の四第一項第五号ホ(3)中「第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号ホ(3)に次のように加える。

(イ) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(ロ) 第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

第六十四条の四第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十九条の四第一項第二号イに該当するおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたとき。

第六十六条の三十第一項第三号中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により信用格付業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

第六十六条の四十二第二項中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかを」を「第六十六条の三十第一項第三号イ若しくはロ」に、「同号イからりまでのいずれかを」を「同号イ若しくはロ」に改める。

第六十六条の五十三第五号イ中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号イに次のように加える。

(1) 心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

(2) 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

第六十六条の五十三第六号イ中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に、「又はを」を「若しくは」に改め、「除く」の下に「又は前号イ(1)を加える。」

第六十六条の六十三第二項中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかを」を「第六十六条の五十三第五号イ(1)若しくは(2)に、同号イからりまでのいずれかを」を「同号イ(1)若しくは(2)」に改める。

第六十七条の四第二項第二号中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

の四第二項第二号イ又はロ」に改める。

第七十九条の三十一第一項第三号中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定める者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからりまでのいずれかに該当する者

第七十九条の三十六第五項中「第二十九条の四第一項第二号イからりまでのいずれかを」を「第七十九条の三十一第一項第三号イ又はロ」に改める。

第八十二条第二項第三号イ中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改める。

第九十八条第四項中「第二十九条の四第一項第二号イからりまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第二十九条の四第一項第二号ロからりまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者

第一百一条の十八第二項第一号中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改める。

第二百二条の二十三第四項中「第二十九条の四第一項第二号イからりまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二 第二十九条の四第一項第二号ロからリまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいづれかに該当する者 第四百四十一条第二項第一号中「第二十九条の四第一項第二号イ」を「第二十九条の四第一項第二号ロ」に改める。 第五百五十五条の三第二項第四号中「第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホ」を「次の」に改め、同号に次のように加える。 イ 心身の故障により外国市場取引に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者 ロ 第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者 第五百五十六条の十四第一項中「第八十二条第二項第三号イからへまで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 二 第八十二条第二項第三号イからへまでのいづれかに該当する者 第五百五十六条の三十一第一項中「第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホ」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 二 第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホに該当する者 第五百五十六条の三十九第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。 第五百五十六条の六十七第七項第四号イを次のように改める。 イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 第五百五十六条の六十七第七項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。 (公認会計士法の一部改正) 第二百二十二条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。 第四条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号及び第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。 第三十四条の十の十第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。 (協同組合による金融事業に関する法律の一部改正) 第二十三条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。 第五条の四第三号を次のように改める。 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの (船主相互保険組合法の一部改正) 第二十四条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。 第十七条第一項第三号イを次のように改める。	定を受けて復権を得ないもの」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。 第五百五十六条の六十七第七項第四号イを次のように改める。 イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 第五百五十六条の六十七第七項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。 (公認会計士法の一部改正) 第二百二十二条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。 第四条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第二号及び第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。 第三十四条の十の十第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。 (協同組合による金融事業に関する法律の一部改正) 第二十三条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。 第五条の四第三号を次のように改める。 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの (船主相互保険組合法の一部改正) 第二十四条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。 第十七条第一項第三号イを次のように改める。	る。 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第十七条第一項第三号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「又は成年被後見人」を削る。 (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正) 第二十五条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。 第九十八条第二号を次のように改める。 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 (信用金庫法の一部改正) 第二十六条 信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。 第三十四条第三号を次のように改める。 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 第八十五条の十二第一項第四号イを次のように改める。 イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 第八十五条の十二第二項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの」に改める。 (長期信用銀行法の一部改正) 第二十七条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。 第十六条の八第一項第四号イを次のように改める。 イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの	第十六条の八第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。 (労働金庫法の一部改正) 第二十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。 第三十四条第三号を次のように改める。 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの 第八十九条の十三第一項第四号イを次のように改める。 イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの 第八十九条の十三第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの」に改める。 (銀行法の一部改正) 第二十九条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)を次のように改める。 (1) 心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 第五十二条の六十一の五第一項第三号ロ中「前号ロ(1)」を「前号ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。 ロ 心身の故障により電子決済等代行業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者 第五十二条の六十二第一項第四号イを次のように改める。 イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの	第十六条の八第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。 (労働金庫法の一部改正) 第二十八条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。 第三十四条第三号を次のように改める。 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの 第八十九条の十三第一項第四号イを次のように改める。 イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの 第八十九条の十三第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの」に改める。 (銀行法の一部改正) 第二十九条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)を次のように改める。 (1) 心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 第五十二条の六十一の五第一項第三号ロ中「前号ロ(1)」を「前号ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。 ロ 心身の故障により電子決済等代行業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者 第五十二条の六十二第一項第四号イを次のように改める。 イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
--	---	---	---	---

る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五十二条の六十二第一項第四号口中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(貸金業法の一部改正)

第三十条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六条第一項第九号中「第二号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

- イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者

第六条第一項第十号中「第一号から第七号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

- イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- ロ 第二号から第七号までのいずれかに該当する者

第二十四条の二十七第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十四条の二十九第二号中「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

第二十八条第二項第二号中「第六条第一項第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- ロ 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

第三十九条第五項中「第六条第一項第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- 二 第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

第四十一条の十三第一項第四号イを次のように改める。

- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- ロ 第四十一条の十三第一項第四号口中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第四十一条の三十九第一項第四号イを次のように改める。

- イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- ロ 第四十一条の三十九第一項第四号口中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三十一条 保険業法平成七年法律第百五号の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第三百三十一条第一項第三号」を「第三百三十一条第一項に、」同号を「同法第三百三十一条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号に、」あるのは「」を「あるのは」に改める。

第五十三条の二第一項を次のように改める。

第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項の規定は、相互会社の取締役について準用する。この場合において、同項第三号中「第二十号の罪」とあるのは「第二十号の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九条、第五百五十條、第五百五十二条から第五百五十五条まで若しくは第五百五十七條の罪」と、第六十九條の罪、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十九條から第二百七十一條まで若しくは第二百七十三條の罪とあるのは「第六十九條の罪」と読み替えるものとする。

第五十四条の七第四項中「金融商品取引法の下に(昭和二十三年法律第二十五号)」を加える。

第二百四十八條第四項中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の下に「(平成十八年法律第四十八号)」を加える。

第二百七十四條第六項中「第三百三十一条第一項第三号」を「第三百三十一条第一項に、」同号を「同項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号に、」あるのは「」を「あるのは」に改める。

第二百六十五條の十六第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二百六十五條の十六第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百六十五條の二十八第一項第八号中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の下に「(平成八年法律第九十五号)」を加え、同項第九号中「破産法」の下に「(平成十六年法律第七十五号)」を、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」の下に「(平成十二年法律第二百二十九号)」を加える。

第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ(3)中「会社法第三百三十一条第一項第二号(取締役の資格等)若しくは」を削り、「同法第三百三十一条第一項第三号」を「会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは第三号(取締役の資格等)」に改め、同項第二号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者(心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者、第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二條の四第一項第十号イからハまでのいずれかに該当する者であるものに限る。)

第二百七十二條の三十三第一項第二号ハ(2)中「会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは」を削り、「同法」を「会社法」に改める。

第二百七十二條の三十三第一項第二号ハ(2)中「会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは」を削り、「同法」を「会社法」に改める。

第二百七十九条第一項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二百七十九条第一項第九号中「第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

口 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者

第二百八十九条第一項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二百八十九条第一項第九号中「その役員又は保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までの」を「次の」に改め、「者のある」を削り、同号に次のように加える。

イ 役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの

(1) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第一号から第四号まで、第六号又は第七号のいずれかに該当する者

口 保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

第三百八条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第三百八条の二第二項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)
第三十二条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第二号を次のように改める。
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(社債、株式等の振替に関する法律の一部改正)
第三十三条 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号イを次のように改める。
イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの

第三条第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第二百八十五条第三項中「第四条第二項第七号」を「第三条第一項第四号イ、第四条第二項第七号」に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)
第三十四条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第二十三条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(信託業法の一部改正)
第三十五条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項第八号イを次のように改める。
イ 心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五十二条第二項第八号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第九号イを次のように改める。

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者(心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は前号ロからチまでのいずれかに該当する者であるものに限る。)

第五十二条第二項第十号ハ中「第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号ハに次のように加える。

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第七十条第一号中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

正に行うことができない者として内閣府令で定める者
口 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第七十条第二号ロ中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号ロに次のように加える。

(1) 心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2) 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者

第八十五条の二第一項第四号イを次のように改める。
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第八十五条の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十六条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項第一号ホ(3)中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第八項中「第六十五条第一項第三号」を「第六十五条第一項」に改め、「含む」の下に「。附則第三十四条の二第二項において同じ」を加え、「同号」を「同法第六十五条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」と、同項第三号に、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条第十三項第五号中「すべて」を「全て」に改める。

第七十条第一号中「第五条第二項第八号イからチまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

附則第三十四条の二第二項中「附則及び」を「附則」に改め、「保険業法」の下に「及び附則第二十条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項」を加える。
(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第三十七条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条の六第一項第二号ロ(1)を次のように改める。

(1) 心身の故障のため商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第六十条の六第一項第三号ロ中「前号ロ(1)」を「前号ロ(2)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 心身の故障により商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

(電子記録債権法の一部改正)

第三十八条 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため電子債権記録に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

(資金決済に関する法律の一部改正)

第三十九条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第九号イを次のように改める。
イ 心身の故障のため前払式支払手段の発行の業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める

者

第四十条第一項第十号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六十三条の五第一項第十号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第六十六条第二項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第九十九条第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第五節 消費者庁関係

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)
第四十条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

第三章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第四十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の二十八第二項中「又は」を「又は」に改め、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられに」、「もの」を「者」に改

め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「者で」を「者で」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第一医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の項及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の項中「第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項を「第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項」に、「第七条第六項を「第七条第五項」に、「第七条第九項後段を「第七条第八項後段」に改め、同表薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六十六号)の項中「第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項を「第八条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項」に、「第八条第七項を「第八条第六項」に、「第八条第十項後段」を「第八条第九項後段」に改める。

(郵便法の一部改正)

第四十二条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十二条中「会社の使用人でなくなつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 会社の使用人でなくなつた場合
二 心身の故障により認証事務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるものに該当すると認められる場合

(地方税法の一部改正)

第四十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百七条第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者であつて」を「処せられ、」に、「終わつてから」を「終わり」に、「二年」を「二年」に改め、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

(地方公務員法の一部改正)

第四十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第十六条第二号、第三号若しくは第五号の二」を「第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに」に、「犯し」を「犯し」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「外」を「ほか」に改め、同条第八項中「第十六条第二号、第四号又は第五号の二」を「第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに」に改め、同条第十項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十二項中「規定は」を「規定は」に、「に」を「について」に、「に準用する」を「について、それぞれ準用する」に改める。

第十三条の見出しを「平等取扱いの原則」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第十六条第五号に規定する」を「第十六条第四号に該当する」に、「外」を「ほか」に、「差別されては」を「差別されては」に改める。

第十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「犯し」を「犯し」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第二十八条第二項中「左の各号の」に該当する場合においては「次の各号に掲げる場合の

いずれかに該当するときは「に」、「反して」を「反して」、「に」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「第三号」を「第二号」に、「一に」を「いずれかに」に、「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第四十五条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号を削り、同条第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられた者で」を「処せられ」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「経過しない者」を「経過しないもの」に改め、同号を同条第七号とする。

第七条第一項第一号中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同条第三項中「抹消に」を「抹消について」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第四十六条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第十項中「一に」を「いずれかに」に改める。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第四十七条 旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十一日 衆議院会議録第二十五号

第五条の六第六項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第十一項中「又は」を「又は」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第四十八条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第六項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第十一項中「又は」を「又は」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第四十九条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定めるもの

第四章 法務省関係

(弁護士法の一部改正)

第五十条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第四号とする。

第十七条第一号及び第三十条の二十二第四号中「第七号第一号又は第三号から第五号まで」を「第七号各号(第二号を除く。)」に改める。

第三十三条第二項第六号中「よる登録取消しの請求」の下に「及びその実施のために必要な手

続」を加える。

(司法書士法の一部改正)

第五十一条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五条第一項第四号中「第五条各号」の下に「(第二号を除く。)」を加える。

第十六条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 司法書士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該司法書士が所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出るものとする。

(保護司法の一部改正)

第五十二条 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第十二条第四項ただし書中「又は第二号」を削る。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第五十三条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改める。

第十五条第一項第四号中「第五条各号」の下に「(第二号を除く。)」を加える。

第十六条第一項第二号中「身体又は精神の衰弱」を「心身の故障」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 調査士が心身の故障により業務を行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、遅滞なく、当該調査士が所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出るものとする。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第五十四条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(更生保護事業法の一部改正)

第五十五条 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

令和元年五月二十一日 衆議院會議録第二十五号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

第二十一条第一号を削り、同条第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第五十六条 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号イを次のように改める。

イ 心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第五条第七号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁固」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）
第五十七条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第五十八条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。
一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第七条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第四号中「禁錮」を「禁固」に改め、同条第七号中「及び」の下に「第二項第一号並びに」を加え、「第九号」を「第九号及び第十三条第二項第一号」に改める。

第十三条の見出しを「（変更等の届出）」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至ったときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとする。
一 法人である認証紛争解決事業者の役員又は第七条第九号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者
二 個人である認証紛争解決事業者 当該認証紛争解決事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族
三 個人である認証紛争解決事業者の第七条第十号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者

（信託法の一部改正）
第五十九条 信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。
第七条中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。
第五十六条第一項ただし書中「ただし」の下に「第二号又は」を加える。
第二百二十四条第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

第五章 財務省関係

（税理士法の一部改正）

第六十条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条第六号ロ中「第四条第四号から第十一号まで」を「第四条第三号から第十号まで」に改める。

第二十六条第一項第四号中「第十号」を「第九号」に改める。

（酒税法の一部改正）

第六十一条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削り、同条第十号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。
（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）
第六十二条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の九第二項第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障により酒類販売管理者の職務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるものに該当する場合

（通関業法の一部改正）
第六十三条 通関業法（昭和四十二年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号を次のように改める。
一 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
（たばこ事業法の一部改正）
第六十四条 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第十三条第三号を次のように改める。
三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十三条第四号中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第十五条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「第一項第二項各号に掲げる事項に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。
一 第一項第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
二 その他財務省令で定めるとき。

第十七条第八号及び第二十二條第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。
第二十三条第五号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第六号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第七号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削り、「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十条第一項中「第二十二條第二項各号に

掲げる事項に変更があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十二條第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

第三十一條第四号中「第二十九條又は第三十條」を「又は前二條」に改め、同条第六号中「破産者となつた」を「破産手続開始の決定を受けた」に改め、同条第十一号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第五十二條中「第十五條の下に」を「第一号に係る部分に限る。」を加え、「第三十條」を「第三十條第一項第一号に係る部分に限る。」若しくは「第二項」に改める。

(塩事業法の一部改正)

第六十五條 塩事業法(平成八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第七條第一項第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七條第一項第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第九條を次のように改める。

(登録事項の変更等の届出)

第九條 塩製造業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第五條第二項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 その他財務省令で定めるとき。

2 塩製造業者は、第五條第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

第十六條第二項第三号及び第十九條第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第四十一條中「第九條」を「第九條第一項第一号に係る部分に限る。」若しくは「第二項」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第六十六條 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第六十七條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(教育職員免許法の一部改正)

第六十八條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第三号を削り、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十條第一項第一号及び第十四條第一号中「第四号又は第七号」を「又は第六号」に改める。

第十四條の二中「第四号若しくは第七号」を「若しくは第六号」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第六十九條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「職務の」の下に「適正な」を加える。

第三十八條第八項を次のように改める。

8 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 学校教育法第九條各号のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(宗教法人法の一部改正)

第七十條 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二條第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第七十一條 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「各号」を削り、同項第一号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十八條第一項第一号ホ中「又は成年被後見人」を削る。

(技術士法の一部改正)

第七十二條 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一 心身の故障により技術士又は技術士補の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの

第三條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(著作権等管理事業法の一部改正)

第七十三條 著作権等管理事業法(平成十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第五号イ及びロを次のように改める。

イ 心身の故障により著作権等管理事業者の役員の職務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七章 厚生労働省関係

(職業安定法の一部改正)

第七十四條 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第三号を次のように改める。

三 心身の故障により有料の職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二條中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十二條の六第六項及び第三十二條の九第一項第一号中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十二條の十四中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に改める。

第三十三條第五項中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十三條の三第二項の表第三十二條の九第一号

(医療法の一部改正)

第八十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の四第二項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第八十二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二号中「又は」を「又は」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(社会福祉法の一部改正)

第八十三条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二号を次のように改める。
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二百十五條第二項を次のように改める。

2 第四十条第一項の規定は、配分委員会の委員について準用する。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第八十四条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五十条第二項第二号中「下まで」を「八まで」に改め、同号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号

令和元年五月二十一日 衆議院会議録第二十五号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

中二を削り、ホを二とし、ヘをホとし、同号ト

中「ハ」を「ホ」に改め、同号トを同号ヘとする。

第五十一条第一項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第二項中「ト」を「ハ」に改める。

(あへん法の一部改正)

第八十五条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四十二条第一項中「又は第三号」を削る。

(水道法の一部改正)

第八十六条 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第三号イを次のように改める。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十五条の三第一項第三号ホ中「二」を「ホ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号中二をホとし、ハを二とし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第八十七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三号ホ中「成年被後見人又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

(薬剤師法の一部改正)

第八十八条 薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「成年被後見人又は被保佐人」を削る。

第六条中「又は第二項」を削る。

第八條第一項を削り、同条第二項を同条第一

項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条

第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「として第二項」を「として第一項」に、「と

き」を「と」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第一号中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十二項又は第十四項」を「第十一項又は第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第六項又は第十二項」を「第五項又は第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第六項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「前条第二項第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第五項中「前条第十二項から第十九項まで(第十四項)」を「前条第十一項から第十八項まで(第十三項)」に改める。

第八條の三第一項中「第八條第二項」を「第八條第一項」に改める。

第十條中「政令で」の下に「第八條第一項の処分」を加える。

第二十八條の三中「第八條第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項」を「第八條第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項に、「第八條第七項」を「第八條第六項」に、「第八條第十項後段」を「第八條第九項後段」に改める。

第三十條第一号中「第八條第二項」を「第八條第一項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号を次のように改める。
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十四條の十第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第四号中「第六号まで、第八号及び第九号の一」を「第五号まで、第七号及び第八号のいずれかに改める。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第九十條 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第五項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十八條第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十条第六項中「第二十八条第五項各号のいづれか」を「第二十八条第五項第二号又は第三号」に改める。

第三十条の十九第二項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(労働安全衛生法の一部改正)

第九十一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第八十四条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(作業環境測定法の一部改正)

第九十二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六号第一号を次のように改める。

一 心身の故障により作業環境測定士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第九十三条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四号ロを次のように改める。

ロ 事業主団体が第十八条第一項の許可を受けて建設業務有料職業紹介事業を行う場合にあつては、心身の故障により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省

令で定めるもの

第十三条第四号ハ中「又はロ」を「から二までのいづれか」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 構成事業主が第三十一条第一項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行う場合にあつては、心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施することができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十条第一項の表第三十二条の十四の項中「から第八号」を「第一号及び第四号から第九号」に、「又はロ」を「及び二」に改める。

第三十二条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十六条第五項及び第四十条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四十四条の表第三十六條の項中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「第一号、第四号及び第五号」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第九十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十條第五項及び第十四條第一項第一号中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十六条中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に改める。

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正)

第九十五条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同項第三号を削る。

第六條第一項中「第三條第三項各号 外国看護師等にあつては、同項第二号」を「第三條第三項第二号」に改める。

第十條第二号及び第二十一條の五第二号中「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第一号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第九十六条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

一 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(港湾労働法の一部改正)

第九十七条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十三条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十七條第五項、第十八條第二項及び第二十一条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十三条の表第三十六條の項中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「第二号、第四号及び第五号」に改める。

第二十八條第二項第三号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 心身の故障により第三十條に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十八條第二項第三号に次のように加える。

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第九十八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(介護保険法の一部改正)

第九十九条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六十九条の二第二項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十九条の五第二号中「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。

(精神保健福祉法の一部改正)

第一百条 精神保健福祉法(平成九年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三号第一号を次のように改める。

一 心身の故障により精神保健福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第一百一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第一号を次のように改める。
一 心身の故障により二種病原体等を適正に所持することができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五十六条の七第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号

とし、同条第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二のうち社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条を附則第九条とし、附則第一条の次に七条を加える改正規定のうち附則第三条第一号に係る部分中「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障により准介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改める。

(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部改正)

第二百三条 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十八条第五号中「ハ」を「ニ」に改め、同号二を同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十七条第一号中「ロ又はニ」を「からハまで又はホ」に改める。

第三十一条第四号イを次のように改める。
イ 心身の故障によりその事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十一条第四号中「ハ」を「ニ」に改め、同号二を同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四十一条第一号中「ロ又はニ」を「からハまで又はホ」に改める。

(公認心理師法の一部改正)

第四十条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。
一 心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「新法第六條第四号から第七号まで」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(次条並びに附則第六條第二項、第四項及び第五項において「労働者派遣法」という。第六條第五号から第八号まで)」に、「同条第四号」を「同条第五号」に、「同条第五号」に規定する当該法人の役員であつた者」又は同条第六号に規定する届出をした者(当該者が法人である場合にあっては、同条第七号に規定する当該法人の役員であつた者)に「同条第六号に規定する当該法人の役員であつた者」又は同条第七号に規定する届出をした者(当該者が法人である場合にあっては、同条第八号に規定する当該法人の役員であつた者)に改める。

附則第五号中「新法」を「労働者派遣法」に改める。

附則第六條第二項中「新法」を「労働者派遣法」に改め、同条第四項中「新法第六條各号(第四号から第七号)」を「労働者派遣法第六條各号(第五号から第八号)」に、「新法第四十八條第三項」を「労働者派遣法第四十八條第三項」に、「新法第二十三條第三項」を「労働者派遣法第二十三條第三項」に改め、同条第五項中「新法」を「労働者派遣法」に改める。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第六六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第五号を次のように改める。

五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第十條中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十六條第一号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第五号イ中「第九号又は第十号」を「第六号、第十号又は第十一号」に改め、同号ロ及びハ中「第十條第十二号」を「第十條第十三号」に改める。

第四十條第二項第一号中「第十條第十号」を「第十條第十一号」に改める。

令和元年五月二十一日 衆議院會議録第二十五号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

三四

(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正)
 第七百七条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条及び第二号を次のように改める。

- 一 心身の故障により養子縁組あつせん事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十六条中「第二号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十六条第二項中「第八十一条」を「第八十二条」に改める。

第八章 農林水産省関係
 (農業協同組合法の一部改正)

第八十一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条の四第一項第二号を次のように改める。

- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第九十二条の六第一項第四号イを次のように改める。
 イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)が信用事業等である場合にあつては主務省令

で、共済事業等である場合にあつては農林水産省令で定める者

第九十二条の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないものを破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中「紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。」を削る。

第九十二条の八第二項中「同条第四項」を「同項第四号イ」に改める。
 第九十二条の九第二項中「第九十二条の六第四項」を「第九十二条の六第一項第四号イ」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)
 第九十九条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の四第一項第二号を次のように改める。

- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第三十四条の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百一十一条の六第一項第四号イを次のように改める。

- イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として、この項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。)が信用事業等である場合にあつては主務省令で、共済事業等である場合にあつては農林水産省令で定める者

第二百一十一条の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないものを破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第四項中

「紛争解決等業務に係る信用事業等及び共済事業等の種別をいう。以下同じ。」を削る。

第二百一十一条の八第二項中「同条第四項」を「同項第四号イ」に改める。

第二百一十一条の九第二項中「第二百一十一条の六第四項」を「第二百一十一条の六第一項第四号イ」に改める。

(獣医師法の一部改正)
 第一百十條 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四号中「次の各号のいずれかに該当する者」を「未成年者」に改め、同条各号を削る。

第八号第一項中「獣医師が第四号各号の」に該当するとき、又はを削る。

第九号中「抹消並びにを抹消」に、「について」を「並びに前条第二項の規定による処分に関し必要な事項」に改める。

(土地改良法の一部改正)
 第一百一十條 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三号第三項中「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」を「禁錮」に改める。

(家畜商法の一部改正)
 第一百十二條 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四号第一号を次のように改める。

- 一 心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者

第四号第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「終つた」を「終わつた」に改め、同条第三号ただし書中「本条第一号」を「第一号」に改め、同条第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七号に次の一項を加える。
 3 前二項の規定による免許の取消し及び前項の規定による事業の停止に関し必要な事項

は、農林水産省令で定める。
 第八号中「前条の免許の取消又は」を「前条第一項若しくは第二項の規定による免許の取消し又は同項の規定による」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)
 第一百十三條 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十七号中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十九号第一項中「家畜人工授精師が第十七条第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は」を削り、同条第二項中「第十七条第二項各号の」を「第十七条第一項各号の」に改める。

第三十二号中「並びに家畜人工授精師」を「家畜人工授精師」に改め、「申請手続の下に」を「並びに第十九条第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止」を加える。

(家畜伝染病予防法の一部改正)
 第一百十四條 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六号の六第二項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「第四十六号の九」を「第四十六号の九第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第四十六号の九」を「第四十六号の九第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 心身の故障により家畜伝染病病原体適正に所持することができない者として農林水産省令で定める者

第四十六條の九に次の一項を加える。

2 前項の規定による許可の取消し及び効力の停止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(森林組合法の一部改正)

第百十五條 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の三第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第四十四條の三第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第百十六條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五條の六第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五條の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第九章 經濟産業省關係

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第百十七條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の四第一項第二号を次のように改める。

二 心身の故障のため職務を適正に執行する

ことができない者として主務省令で定める者

第三十五條の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十九條の二第一項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第六十九條の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第百十八條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として經濟産業省令で定めるもの

(商品先物取引法の一部改正)

第百十九條 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第一号イを次のように改める。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第十五條第二項第一号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十一條第一項中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 心身の故障により業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

二 第十五條第二項第一号ロから又までのいずれかに該当する者

三 營業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの

四 法人でその役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

第三十一條第二項中「前項」を「前項第二号」に、「リ及びヲに係る部分に限る。」を「及びリに係る部分に限る。」及び第四号に改める。

第八十二條第二項中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第十五條第二項第一号ロから又までの第三十一條第一項各号(第二号を除く。)」に改め、同条第三項中「リ及びヲ」を「及びリ並びに第三十一條第一項第四号」に改める。

第九十六條の二十第二項第一号中「第十五條第二項第一号イからヲまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ 心身の故障により株主の權利を適切に行使することができない者として主務省令で定める者

第十五條第二項第一号ロから又までのいずれかに該当する者

ハ 營業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

第二百四十條の五第一号中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第三十一條第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三百三十三條第二項第一号中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第三十一條第一項各号」に改める。

第三百三十四條第一項ただし書中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第三十一條第一

項各号のいずれかに」に改める。

項各号のいずれかに」に改める。

第三百四十條第一項第二号中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第十五條第二項第一号ロから又までの」に、「限る。」を「限る。」又は第三十一條第一項各号(第二号を除く。)」に改める。

第三百四十三條第二項第一号中「第十五條第二項第一号イからヲまで」を「第三十一條第一項各号」に改める。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第百二十條 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七條第三号を次のように改める。

三 心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として經濟産業省令で定める者

第五十條第二項中「第七條各号の一に該当する者又は第五十三條の規定により登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七條第一号又は第二号に掲げる者

二 第五十三條の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 心身の故障により容器再検査又は附屬品再検査を適正に行うことができない者として經濟産業省令で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

第五十三條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「から第四号まで」を「又は第五十條第二項第三号若しくは第四号」に改める。

(商工会議所法の一部改正)

第百二十一條 商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十五条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第二百二十二条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号二を次のように改める。

- 二 心身の故障により武器の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(商工会法の一部改正)

第二百二十三条 商工会法(昭和二十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第一号を次のように改める。

- 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 未成年者

(技術研究組合法の一部改正)

第二百二十四条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第二百二十五条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の三十六第一項第四号イを次のように改める。

- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第三十五条の三の三十六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第二百二十六条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

第四十五条の三第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

- 三 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

第三十条第三号を次のように改める。

- 三 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第二百二十八条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

- 一 心身の故障により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第二百二十九条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

- 三 心身の故障により第一種特定化学物質の製造の事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

この場合において、第十九条第三号中「製造」とあるのは、「輸入」と読み替えるものとする。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第二百三十条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)

第二百三十一条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

- 四 心身の故障により特定物質の製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

令で定める者

(対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正)

第二百三十二条 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

- 四 心身の故障により対人地雷を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

(産業競争力強化法附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正)

第二百三十三条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)附則第十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第二十四条の五第四項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(アルコール事業法の一部改正)

第二百三十四条 アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

- 第三十二条第二項第三号、第五号第六号、第十六条第二項第三号、第二十一条第二項第三号及び第二十六条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

(弁理士法の一部改正)

第百三十五条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第九号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第十号を次のように改める。

十 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第百三十六条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「後見開始若しくは保佐開始の審判を受けた」を「心身の故障のため代表者の職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者に該当するに至った」に改める。

(クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正)

第百三十七条 クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

四 心身の故障によりクラスター等を適正に所持することができない者として経済産業省令で定める者

(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の一部改正)

第百三十八条 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項第三号イを次のように改める。
イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第八条第四項第三号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十五条第六項中「第八条第一項から第三項まで」を「第八条」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正)

第百三十九条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」に改める。

(水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部改正)

第百四十条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

第二十八条第二項第二号中「第六条第二項の下に」第七号第三号を加える。

第十章 国土交通省関係

(船員職業安定法の一部改正)

第百四十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により船員派遣事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十条第五項中「第四号」を「第五号」に改める。

第七十六条中「から第四号まで」を「第二号、第四号及び第五号」に改め、「未成年者」の下に「及び心身の故障により派遣元責任者の職務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの」を加える。

第百三十三条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

(建設業法の一部改正)

第百四十二条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第十三号まで」を「第十四号まで」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第八条第九号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号に改め、同条第十一号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十一条第五項及び第二十九条第一項第二号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

(測量法の一部改正)

第百四十三条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十五条の六第一項第四号中「又は成年被後見人」を削る。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第百四十四条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、「受け」を受けてに改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「前三号」を「第三号から前号まで」に改め、同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 申請者が心身の故障により次条第一項に規定する登録ホテル業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものであるとき。

第十六条第一項第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第十八条第二項中「同項第七号」を「同項第六号中「次条第一項に規定する登録ホテル業」とあり、並びに第十六条第一項及び第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と、第六条第一項第八号に改め、「第十六条第一項及び第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」とを削る。

(建築基準法の一部改正)

第百四十五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第一号中「点検」の下に「次項第四号及び」を加え、同条第二項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 心身の故障により調査等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十二条の二第三項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第十二条の三第四項中「と」の下に「同項第四号及び」を加える。

令和元年五月二十一日 衆議院會議録第二十五号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

第十八条の第三項中「第七十七条の六十二第二項第一号」を「第七十七条の六十二第二項第三号」に改める。

第七十七条の十九第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第七号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改め、同条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七条の三十五の三第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第七号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改め、同条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 心身の故障により構造計算適合性判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七条の三十七第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第七十七条の五十九第二号を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号とし、同条第四号中「第二項」を「第二項第三号」から第五号まで「に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第七十七条の六十二第二項」を「第七十七条の六十二第二項第三号」から第五号まで「に改め、同条を同条第四号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条の次に次の一号を加える。
第七十七条の五十九の二 国土交通大臣は、心

身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものについては、第七十七条の五十八第一項の登録をしないことができる。

第七十七条の六十一第二号を削り、同条第三号中「第七十七条の五十九第三号、第六号又は第七号」を「第七十七条の五十九第二号、第五号又は第六号」に改め、同条を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第七十七条の六十二第一項第二号中「前条の下に「第三号に係る部分を除く。次号において同じ。」を加え、同項第三号中「同条各号のいずれか」を「同条第一号又は第二号」に改め、同条第二項第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 前条第三号に係る部分に限る。次号において同じ。の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に該当する事実が判明したとき。

第七十七条の六十六第二項中「第七十七条の五十九」の下に「第七十七条の五十九の二」を加え、「第七十七条の五十九第五号及び第七十七条の六十二第二項第三号」を「第七十七条の五十九第四号、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号」に、「同項第二号」を「同項第四号」に改める。

第六十六条第一項第二号中「第七十七条の六十一」の下に「第三号を除き、」を加える。

(建築士法の一部改正)

第四百六十六条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第七條第二号を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第八條第一号中「禁錮」を「禁錮」に、「前条第三号」を「前条第二号」に改め、同条第二号中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第八條の二第二号を削り、同条第三号中「第七條第三号又は第四号」を「第七條第二号又は第三号」に改め、同条を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第九條第一項第二号中「前条の下に「第三号に係る部分を除く。次号において同じ。」を加え、同項第三号中「同条各号に掲げる場合のいずれか」を「同条第一号又は第二号に掲げる場合」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当す

る場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消すことができる。

一 前条(第三号に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

第十條の二の二第五項中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十條の二十三第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により講習事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十條の三十六第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第二十二條の三第二項中「この場合において」の下に「第十條の二十三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」を加え、「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」を削る。

第二十三條の四第一項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第五号中「第八号」を「第九号」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同条を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

五 心身の故障により海事代理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通

十 心身の故障により宅地建物取引業を適正

第五十条の二の五第一項第三号イ中「第三号は第三号の二」を「第五号又は第六号」に改

を第五号とし、第一号の次に次の三号を加え

二 営業に關し成年者と同一の行為能力を有

しない未成年者でその法定代理人が第六条
第一項第一号から第四号まで又はこの項第
四号のいずれかに該当するもの

三 心身の故障により旅行サービス手配業を
適正に遂行することができない者として国
土交通省令で定めるもの又は破産手続開始
の決定を受けて復権を得ない者

四 法人であつて、その役員のうちに第六条
第一項第一号から第四号まで又は前号のい
ずれかに該当する者があるもの

第二十八条第二項中「第六号まで」を「第四号
まで若しくは第二十六条第一項第二号若しくは
第三号」に改め、同条第五項中「第六号まで」を
「第四号まで並びに第二十六条第一項第二号及
び第三号」に改める。

第三十七条第一項第二号中「第五号から第八
号まで」を「第八号若しくは第二十六条第一項第
二号から第四号まで」に改める。

第四十一条第一項第五号中「又は第六号」を削
り、同項に次の一号を加える。

六 申請者の役員のうちに心身の故障により
その業務を適正に行うことができない者とし
て国土交通省令で定めるもの又は破産手
続開始の決定を受けて復権を得ない者がな
いこと。

第五十八条第二項中「第四十一条第一項第五
号」の下に若しくは第六号」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)

第一百五十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法
律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項中「又は第三号」を削る。

第六十三条第四項第二号を削り、同項第三号
中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号と
する。

(空港法の一部改正)

第一百五十三条 空港法(昭和三十一年法律第八十

号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第一号を削り、第二号を第
一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改
め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一
号を加える。

三 心身の故障により空港機能施設事業を適
正に行うことができない者として国土交通
省令で定めるもの

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
第一百五十四条 不動産の鑑定評価に関する法律
(昭和三十八年法律第五十二号)の一部を次の
ように改正する。

第十六条第二号を削り、同条第三号中「破産
者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改
め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「禁
錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第三号とし、
同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号と
し、第七号を第六号とし、同条に次の一号を加
える。

七 心身の故障により鑑定評価等業務を適正
に行うことができない者として国土交通省
令で定めるもの

第十九条第一項第一号中「とき」を「とき」に
改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十
六条第三号から第五号までの二」を「第十六条第
二号から第四号までのいずれかに」に、「とき」を
「とき」に改め、同号を同項第二号とし、同項に
次の一号を加える。

三 第十六条第七号に該当するに至つたと
き 本人又はその法定代理人若しくは同居
の親族

第二十五条第一号中「破産者で」を「破産手続
開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「第
十六条第六号又は第七号」を「第十六条第五号又
は第六号」に改め、同条第六号中「又は成年被後
見人」を削る。

第六十一条中「第十九条第一項」の下に「第三

号を除く。」を加える。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部
改正)
第一百五十五条 船員の雇用の促進に関する特別措
置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次
のように改正する。

第七條第一項第三号を次のように改める。
三 申請者の役員のうちに、破産手続開始の
決定を受けて復権を得ない者がないこと。
第七條第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改
め、同項に次の一号を加える。

五 申請者の役員のうちに、心身の故障によ
り船員雇用促進等事業を適正に行うことが
できない者として国土交通省令で定めるも
のがないこと。

第十八条第二項中「若しくは第四号」を「から
第五号まで」に改める。
(特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部
改正)
第一百五十六条 特定外貨埠頭の管理運営に関する
法律(昭和五十六年法律第二十八号)の一部を次
のように改正する。

第三条第一項第四号中「成年被後見人若しく
は被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を
「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」
に改め、同項に次の一号を加える。

六 申請者の役員のうちに、心身の故障によ
り外貨埠頭業務を適正に実施することがで
きない者として国土交通省令で定めるもの
がないこと。

(鉄道事業法の一部改正)
第一百五十七条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第
九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第三号を次のように改める。
三 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

第六條第五号中「第三号」を「第四号」に改め、

同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」
を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同
条第三号の次に次の一号を加える。

四 心身の故障により鉄道事業を適確に遂行
することができない者として国土交通省令
で定めるもの

(不動産特定共同事業法の一部改正)
第一百五十八条 不動産特定共同事業法(平成六年
法律第七十七号)の一部を次のように改正す
る。

第六條第三号中「第十号」を「第十号」に改
め、同条第十号イを削り、同号ロ中「破産者で」
を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号
ロを同号イとし、同号中ハをロとし、ニからヲ
までをハからルまでとし、同号に次のように加
える。

ヲ 心身の故障により不動産特定共同事業
の業務を適正に行うことができない者と
して主務省令で定めるもの

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部
改正)
第一百五十九条 住宅の品質確保の促進等に関する
法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次の
ように改正する。

第八條第一号中「成年被後見人又は被保佐
人」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者

第八條第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条
第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次
の一号を加える。

五 心身の故障により評価の業務を適正に行
うことができない者として国土交通省令で
定めるもの

第二十六條第三号中「前二号」を「前三号」に改
め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に
次の一号を加える。

三 心身の故障により講習の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十八条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第四十五条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次の一号を加える。

三 心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十五条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第六十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次の一号を加える。

三 心身の故障により試験の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十五条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

(マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第六十条 マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 心身の故障によりマンシヨン管理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第三十三条第一項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第四十七条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四十七条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次の一号を加える。

七 心身の故障によりマンシヨン管理業務を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第四十八条第二項中「前条第七号から第九号まで」を「前条第八号から第十号まで」に改める。

第五十九条第一項第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十九条第一項に次の一号を加える。

七 心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第八十三条第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第六十一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の前に次の一号を加える。

五 心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

第二十六条第一項第一号中「第八号第一項第一号、第三号」を「第八号第一項第二号、第四号」に改める。

号」に改め、同項第二号中「から第三号まで」を「第二号、第四号」に改める。

第二十九条第一号中「成年被後見人又は被保佐人を削り、同条第二号を次のように改める。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十九条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次の一号を加える。

五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第六十二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の前に次の一号を加える。

五 心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十四条第一項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第二十六条第一号中「成年被後見人又は被保佐人を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次の一号を加える。

五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正)

第六十三条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項第四号中イを削り、ロを

イとし、ハからホまでをロからニまでとし、ヘの前に次のように加える。

ホ 心身の故障により前項の特定地方管理空港の運営等を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正)

第六十四条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次の一号を加える。

五 心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十七条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次の一号を加える。

三 心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

(住宅宿泊事業法の一部改正)

第六十五条 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

第二十五条第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障により住宅宿泊管理業務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

一 心身の故障により住宅宿泊介業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

第十一章 環境省関係

(自然公園法の一部改正)

第百六十六条 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として環境省令で定める者

第二十五条第三項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十九条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第百六十七条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第十五条第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第二十五条第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

規則で定める者

第四十三条の三の七第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十三条の六第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十四条の三第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第五十一条の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第六十一条の四第三号を次のように改める。

三 心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第六十一条の四第四号中「行なう」を「行う」に改める。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第百六十八条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十六条第一項第一号中「から第四号まで」

を「若しくは第三号」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第百六十九条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「第五項第四号ハからホまで」を「第五項第四号ニからヘまで」に改める。

第七条第五項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第四号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

第七条第五項第四号又中「ト」を「チ」に改め、同号又を同号ルとし、同号リ中「ト」を「チ」に改め、同号リを同号又とし、同号チ中「ト」を「チ」に改め、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘ中「ホ」を「ハ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第十項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第四号中「又」を「ル」に改める。

第七条の二第四項中「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)」を「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまで)」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

五 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又に規定する

る役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者

に至つたときも、前項と同様とする。

第七条の四第一項第一号中「第七条第五項第四号ロ若しくはハ」を「第七条第五項第四号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第二号中「第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ)」を「第七条第五項第四号リからルまで(同号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第三号中「第七条第五項第四号リからルまで(同号ホ」に改め、同項第四号リからヌまで(同号ト」に改め、同項第五号中「ヘまで又はチからヌまで」を「トまで又はリからルまで」に改める。

第八条の二第二項第四号中「又」を「ル」に改める。

第九条第六項中「第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)」を「第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまで)」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

七 第八条第一項の許可を受けた者又はその者の第七条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又に規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者

に至つたときも、前項と同様とする。

第九条の二の二第二項第一号中「又」を「ル」に改める。

第十四条第五項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第二号イ中「ト」を「チ」に改める。

る役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

第七条の四第一項第一号中「第七条第五項第四号ロ若しくはハ」を「第七条第五項第四号ハ若しくはニ」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第二号中「第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ)」を「第七条第五項第四号リからルまで(同号ホ」に改め、同項第三号中「第七条第五項第四号リからルまで(同号ト」に改め、同項第四号リからヌまで(同号ト」に改め、同項第五号中「ヘまで又はチからヌまで」を「トまで又はリからルまで」に改める。

第八条の二第二項第四号中「又」を「ル」に改める。

第九条第六項中「第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)」を「第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまで)」に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に改め、同条に次の一項を加える。

七 第八条第一項の許可を受けた者又はその者の第七条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又に規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者

に至つたときも、前項と同様とする。

第九条の二の二第二項第一号中「又」を「ル」に改める。

第十四条第五項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第二号イ中「ト」を「チ」に改める。

第十四条の二第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で」を「から第五項まで」に、「前条第五項第四号イからヘま

で又はチからヌまで(同号チからヌまで)を「前条第五項第四号口からトまで又はリからルまで(同号リからルまで)に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト」を「前条第五項第四号イ又はチに」に、「前条第五項第四号ト又はチ」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又は」に、「読み替える」を「同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号二」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ(前条第五項第四号イに係るものに限る。)」と読み替える」に改める。

第十四条の三の二第一項第一号及び第二号中「第七条第五項第四号口若しくはハ」を「第七条第五項第四号ハ若しくは二」に、「同号ト」を「同号チ」に改め、同項第三号中「第七条第五項第四号二」を「第七条第五項第四号ホ」に改める。

第十四条の五第三項中「及び第四項を」から第五項までを、「前条第五項第四号イからハまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)を「前条第五項第四号口からトまで又はリからルまで(同号リからルまで)に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「前条第五項第四号ト」を「前条第五項第四号イ又はチに」に、「前条第五項第四号ト又はチ」を「前条第五項第四号イ若しくはチ又は」に、「読み替える」を「同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号二」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ(前条第五項第四号イに係るものに限る。)」と読み替える」に改める。

第十五条の二の六第三項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「第七条第五項第四号イからハまで又はチからヌまで(同号チからヌまで)を「第七条第五項第四号口からトまで又はリからルまで(同号リからルまで)に、「同号ト」を「同号イ又はチ」に、「第七条第五項第四号ト」を「

「第七条第五項第四号イ又はチに」に、「第七条第五項第四号ト又はチ」を「第七条第五項第四号イ若しくはチ又は」に、「読み替える」を「同条第七項中「第七条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号二」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ(第七条第五項第四号イに係るものに限る。)」と読み替える」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正) 第七十号条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十号条第一項中「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第七号」に改める。

第十二条第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

第十二条第一項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十九条第一項第五号中「第三号又は第五号から第七号まで」を「第二号、第四号又は第六号から第八号まで」に改める。

第二十二條第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)

第七十一條 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の六第六項第六号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人を削る。

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正)

第七十二條 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項第一号、第五十一條第二号イ及び第六十四條第二号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第七十三條 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一條を加える。

(引取業に関し行つた行為の取消しの制限) 第十條の二 引取業者(個人に限り、未成年者を除く。)が当該事業に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第十一條中「前條」を「第十條」に改める。

第四十五條第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十六條第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六十二條第一項第二号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行

うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十二章 防衛省関係

(自衛隊法の一部改正)

第七十四條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項各号の二」を「前項第一号又は第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月(を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條(児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。)、第八十五條、第九十二條、第九十七條(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。)、第百十一條、第百四十三條、第百四十九條、第百五十二條、第百五十四條(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。)、及び第百六十八條並びに次条並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條(国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一條(地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。)、第四十二條から第四十八條まで、第五十條、第五十四條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條から第六十

九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く)、第

九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三條、第百三十三條、第百三十五條、第百三十八條、第百三十九條、第百六十一条から第

百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十条、第百七十二条（フロソ類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定　公布の日から起算して六月を経過した日

三 第三百四十五条（建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七条の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七条の五十九の改正規定（同条第六号中「第七号第五号」を「第七号第四号」に改める部分に限る。）に限る。）及び第四百四十六条（建築士法第十条の二十三、第十条の三十六第一項、第二十二條の三第二項、第二十六条の五第二項及び第三十八条第五号の改正規定を除く。）の規定 平成三十年十二月一日

第四百七十一條の規定 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において

同じ。の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(國家公務員法の一部改正に伴う裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第二十六条第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五章第二節の規定の適用については、第一条の規定による改正後の国家公務員法第三十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に第五条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項に規定する特定退職（施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法以下この条及び附則第十條において「旧国家公務員法」という。）第三十八條第一号に該当して旧国家公務員法第七十六條の規定により失職した場合に限る。をした者に係る国家公務員退職手当法（昭和二十八年法

律第二百八十二号)第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、第五条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(信託法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)前にされた信

託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであつても、第五十九条の規定による改正後の信託法第七條、第五十六條第一項（同法第二百八條第一項、第三百三十四條第一項及び第四百一條第一項において準用する場合を含む。）及び第四百二十四條（同法第三百三十七條及び第四百十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(検討)

第七條 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を別途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(海上運送法の一部改正)

第八條 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第三項第四号中「第五十六條第四号を「第五十六條第五号」に改める。

(一般職の職員との給与に関する法律の一部改正)

九條 一般職の職員との給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中、「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十九条の五第二号中「同法第三十八条第一号に該当して失職した職員を除く。」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁固」に改める。

第十九条の七第一項中、「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六

条の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号イ中「若しくは失職し」を削る。

第二十三條第五項中「第七十九條に基づく」を「第七十九條の」に、「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同條第六項中「定が」を「定めが」に、「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同條第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは國家公務員法第三十八條第一号に該當して同法第七十六條の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十條 施行日前に旧国家公務員法第三十八條第一号に該当して旧国家公務員法第七十六條の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前條の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九條の四第一項及び第四項、第十九條の五第二号（同法第十九條の七第五項及び第二十三條第八項において準用する場合を含む）、第十九條の七第一項及び第二項第一号イ並びに第二十三條第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)
 第十一条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三項中「第三十八條第二号から第五号まで」を「第三十八條各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第五項中「外」を「ほか」に、「定がを」を「定めが」に改め、同条第六項中「第四項及び第五項」を「及び前二項に改め、以下本条において同じ」を削り、「第四條第三項」を「次條第三項」に改

め、同条第七項中「者」の下に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第十二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「第三十八条第四号」を「第三十八条第三号」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第十三条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し」を削る。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前に第百七十四条の規定による改正前の自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職した職員に係る期末手当の支給については、前条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十三条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第十五条 国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(歯科技工士法の一部改正)

第十六条 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項の表第十六条各号列記以外の部分の項中「第三号」を「第二号」に改め、同表第十六条第三号の項中「第十六条第三号」を「第十六条第二号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十七の項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十九条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第六項の表第六条第四号の項中「第六条第四号」を「第六条第五号」に改め、同表第六条第五号の項中「第六条第五号」を「第六条第六号」に改め、同表第六条第六号の項中「第六条第六号」を「第六条第七号」に改め、同表第六条第七号の項中「第六条第七号」を「第六条第八号」に改め、同表第十四条第一項の項中「第六条第四号から第七号まで」を「第六条第五号から第八号まで」に改める。

第四十五条中「第六条第五号の項及び第六条第七号の項」を「第六条第六号の項及び第六条第八号の項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百条第一項ただし書中「又は第二項」を削る。

り、同条第三項中「第二項及び第三項前段を」及び第二項前段に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第二項第三号」を「第七條第一項第三号」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第三十二條の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。

第百一条第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段を」及び第二項前段に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第二項第三号」を「第七條第一項第三号」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改め、同表第三十二條の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第二十一条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第三号」を「第二号」に改める。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正)

第二十二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一号中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第二十三条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項の表第十六條第三号の項中「第十六條第三号」を「第十六條第二号」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第二十四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第四項中「第十九條第一項」を「第十八條第一項」に改める。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第二十五条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の表税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の項中「第四條第四号」を「第四條第三号」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定)

第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)が産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日以後である場合には、第百三十九條中「第四十一條第四項第三号イ」とあるのは、「第三十九條第四項第三号イ」とする。この場合において、同法附則第八條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第四十一條第四項第三号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」とあるのは、「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」とする。

(古物営業法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 古物営業法の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十一日 衆議院會議録第二十五号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

四五

附則第八条のうち質屋営業法第十九条第二項の改正規定中「第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

(古物営業法の一部改正に伴う調整規定)

第二十八条 第二号施行日が古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日前である場合には、第十条のうち、古物営業法第四条の改正規定中「第四条第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号ただし書中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号ただし書中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号と、「八 心身」とあるのは「六 心身」と、同法第六条第一項第二号の改正規定中「第六号第一項第二号中「第九号」を「第十号」とあるのは「第六号第二号中「同条第七号」を「第八号」とする。

2 前項の場合において、古物営業法の一部を改正する法律のうち、古物営業法第四条の改正規定中「同条第八号中「第五号」を「第七号」とあるのは「同条第九号中「第六号」を「第八号」と、「同条第十号とし、同条第七号」とあるのは「同条第十一号とし、同条第八号を「第十号」とあるのは「同条第九号とし、同条第七号ただし書中「第九号」を「第十一号」と、「同条第八号とし」とあるのは「同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし」と、同法第六条第二号の改正規定中「同条第七号」を「第九号」とあるのは「第八号」を「第十号」と、附則第一条ただし書中「同条第七号」とあるのは「同条第八号」とする。

(民法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の一部を次のように改正

する。

附則第二十三条のうちインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第八条第五号の改正規定中「第八条第五号」を「第八条第六号」に、「五 未成年者」を「六 未成年者」に改める。

理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、第百九十六回国会閣法第五十六号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化

成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化すること。

2 その他

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

(二) 所要の経過措置及び検討について規定すること。

(三) 所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の修正議決理由

本案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもので、おおむね妥当なものと認めるが、建築基準法の改正規定の一部及び建築士法の改正規定の一部の施行期日を、平成三十年十二月一日から令和元年十二月一日に改めること等の修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和元年五月十七日

内閣委員長 牧原 秀樹

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(土地改良法の一部改正)

第百十一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」を「禁錮」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第二百二条、第二百七条(民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十一条、第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)、及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六條、第百十九條、第百二十一條、第百二十三條、第百三十三條、第百三十五條、第百三十八條、第百三十九條、第百六十一条から第百六十三條まで、第百六十六條、第百六十九條、第百七十條、第百七十二條(フロン類の

使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。
並びに第七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第百四十五条(建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七条の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七条の五十九の改正規定(同条第六号中「第七号第五号」を「第七号第四号」に改める部分に限る。))に限る。及び第百四十六条(建築士法第十條の二十三、第十條の三十六第一項、第二十二條の三第二項、第二十六條の五第二項及び第三十八條第五号の改正規定を除く。))の規定
令和元
平成三
十年十二月一日

四 第百七十一條の規定 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(別紙)
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

一 障害者の権利に関する条約第十二條の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。

二 障害者の権利に関する条約第三十九條による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、

必要な措置を講ずること。

三 成年被後見人等の事務の監督体制を強化し、成年被後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要の人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

四 成年被後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四條第三項及び第三十三條第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。

五 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。

六 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法に抵触することのないようにすることともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。

七 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後とも検討を行うこと。

八 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後とも調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成三十一年三月十九日
内閣総理大臣 安倍 晋三

令和元年五月二十一日 衆議院会議録第二十五号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律

フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「第五項及び第七項」を「第六項及び第八項」に改める。

第三十九條第三項中「第五項から第七項まで」を「第六項から第八項まで」に改める。

第四十一條中「は」の下に「主務省令で定めるところにより、第一種フロンの類を充填回収業者が当該第一種特定製品にフロンの類を充填されていることを確認した場合を除き」を加える。

第四十二條の見出し中「説明」を「説明等」に改め、同条第一項中「請け負ったものを除く」の下に「以下この項及び第九十二條第一項において「解体工事」というを加え、「当該建設工事」を「当該解体工事」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

第四十二條に次の一項を加える。

3 特定解体工事発注者は、第一項の規定による書面の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

第四十三條第一項中「書面」の下に「第三項及び第五項において「回収依頼書」という。」を加え、同条第二項中「及び次条第一項」を「次条第一項及び第五項」に改め、同条第三項中「書面」を「回収依頼書」に改める。

第四十五條第一項中「この条の下に」、次条及び第五十五條を加え、同条第二項中「当該第一種フロンの類に渡受託者」を「当該フロンの類に係る第一種特定製品廃棄等実施者」に、「交付する」を「送付する」に、「遅滞なく、当該フロンの類に係る第一種特定製品廃棄等実施者」を「当該第一種フロンの類に渡受託者」に、「送付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同条第三項中「前項の規定による引取証明書の写し」を「前項の規定による引取証明書の写し」を削り、「それぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写し」を「当該引取証明書の写しをそれぞれ」を「当該引取証明書の写し」に改め、「当該交付」の下に「又は送付」を加え、「又は当該送付を受けた日」を削り、同条第四項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第二項の規定による引取証明書の写し」及び「若しくは引取証明書の写し」を削り、同条第五項中「引取証明書の写し」の下に「の写し」を加え、同条の次の一条を加える。

(第一種特定製品の引取り等)
第四十五條の二 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品のの一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロンの類を充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロンの類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品のの一部として利用することを目的として

定製品廃棄等実施者」を「当該第一種フロンの類に渡受託者」に、「送付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同条第三項中「前項の規定による引取証明書の写し」を「前項の規定による引取証明書の写し」を削り、「それぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写し」を「当該引取証明書の写しをそれぞれ」を「当該引取証明書の写し」に改め、「当該交付」の下に「又は送付」を加え、「又は当該送付を受けた日」を削り、同条第四項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第二項の規定による引取証明書の写し」及び「若しくは引取証明書の写し」を削り、同条第五項中「引取証明書の写し」の下に「の写し」を加え、同条の次の一条を加える。

(第一種特定製品の引取り等)
第四十五條の二 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品のの一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロンの類を充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロンの類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品のの一部として利用することを目的として

定製品廃棄等実施者」を「当該第一種フロンの類に渡受託者」に、「送付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同条第三項中「前項の規定による引取証明書の写し」を「前項の規定による引取証明書の写し」を削り、「それぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写し」を「当該引取証明書の写しをそれぞれ」を「当該引取証明書の写し」に改め、「当該交付」の下に「又は送付」を加え、「又は当該送付を受けた日」を削り、同条第四項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第二項の規定による引取証明書の写し」及び「若しくは引取証明書の写し」を削り、同条第五項中「引取証明書の写し」の下に「の写し」を加え、同条の次の一条を加える。

(第一種特定製品の引取り等)
第四十五條の二 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品のの一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロンの類を充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロンの類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品のの一部として利用することを目的として

定製品廃棄等実施者」を「当該第一種フロンの類に渡受託者」に、「送付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同条第三項中「前項の規定による引取証明書の写し」を「前項の規定による引取証明書の写し」を削り、「それぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写し」を「当該引取証明書の写しをそれぞれ」を「当該引取証明書の写し」に改め、「当該交付」の下に「又は送付」を加え、「又は当該送付を受けた日」を削り、同条第四項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第二項の規定による引取証明書の写し」及び「若しくは引取証明書の写し」を削り、同条第五項中「引取証明書の写し」の下に「の写し」を加え、同条の次の一条を加える。

令和元年五月二十一日 衆議院会議録第二十五号
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
フロンの
四七

他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分を再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを交付しなければならぬ。

3 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は交付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 何人も、第四十一条の規定により第一種フロン類回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは交付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大气中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行つてはならない。

第四十九条第七項中「又は第一種フロン類回収業者」を、「第一種フロン類回収業者又は第一種特定製品引取等実施者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者が第四十五条の二の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第五十九条第一項中「交付しなければ」を「送付しなければ」に、「当該交付」を「当該送付」に改め、同条第二項中「交付」を「送付」に改め、同条第三号中「から」の下に「直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて」を加える。

第七十条第一項中「交付しなければ」を「送付しなければ」に、「当該交付」を「当該送付」に改める。

第七十三条第四項中「当該フロン類破壊業者」を「これらの者」に改める。

第七十四条第四項及び第六項中「発注者」を「発注をした第一種特定製品の管理者」に改める。

第七十八条中「第九十三条」を「第九十三条第一項」に改める。

第九十一条中「第一種特定製品廃棄等実施者」の下に「特定解体工事元請業者」を加え、「第九十三条において同じ。」を「第九十三条第一項において同じ。」、第一種特定製品引取等実施者に、「同項及び同条」を「次条第一項及び第九十三条第一項」に改める。

第九十二条第一項中「第一種特定製品廃棄等実施者」の下に「特定解体工事元請業者」を、「第一種フロン類回収業者」の下に「第一種特定製品引取等実施者」を、「設置する場所」の下に「第一種特定製品の引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所」を加える。

第九十三条の見出し中「要求」を「要求等」に改め、同条中「第一種特定製品廃棄等実施者」の下に「特定解体工事元請業者」を、「第一種フロン類回収業者」の下に「第一種特定製品引取等実施者」を加え、「特定解体工事元請業者」を削り、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができる。

第九十九条の次に次の一条を加える。

(協議会)
第九十九条の二 都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するために必要な措置について協議するための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、都道府県知事のほか、フロン類若しくはフロン類使用製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類回収業者を構成員とする団体その他の都道府県知事が必要と認める者をもって構成する。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第九十三条第一項第一号から第三号までの規定中「第九十三条」を「第九十三条第一項」に改め、同条第二項第四号中「第四十二条第一項及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第一百一条第二項中「第三章第一節」を「前章第一節」に改める。

第一百零四条及び第一百五条を次のように改める。

第一百零四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第三項(第十三條第二項及び第十五條第二項)において準用する場合を含む、第十八條第三項、第四十九條第八項、第六十二條第五項又は第七十三條第四項の規定による命令に違反した者

二 第四十一條の規定に違反して、第一種特定製品の廃棄等を行った者

三 第四十五條の二第四項の規定に違反して、第一種特定製品の引取り等を行った者

第一百五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一條第一項、第五十三條第三項又は第六十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十三條第一項又は第二項の規定に違反して、回収依頼書若しくは委託確認書を交付せず、又は同条第一項若しくは第二項に規定

する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして回収依頼書若しくは委託確認書を交付した者

三 第四十三條第三項の規定に違反して、回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを保存しなかつた者

四 第四十五條第三項の規定に違反して、引取証明書を保存しなかつた者

五 第四十五條の二第一項又は第二項の規定に違反して、引取証明書の写しを交付せず、又は交付しなかつた者

六 第四十五條の二第三項の規定に違反して、引取証明書の写しを保存しなかつた者

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十九條の次に一条を加える改正規定及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(引取証明書に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第四十五條第二項の規定により交付された引取証明書(同条第一項に規定する引取証明書をいう。以下同じ。)又は送付された引取証明書の写しは、この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第四十五條第三項から第五項まで、第四十五條の二及び第一百五條第四号から第六号までの規定の適用については、それぞれ新法第四十五條第二項の規定により交付された引取証明書の写し又は送付された引取証明書とみなす。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

フロン類の排出抑制のため、フロン類を使用する製品の廃棄や建築物の解体等に際してのフロン類の回収を確認するための書面の交付、保存等の措置について定めるとともに、フロン類の引渡義務に違反した者への罰則の創設、都道府県による立入検査の対象の拡大、都道府県による排出抑制の推進に関する協議会の設置等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、フロン類の排出抑制を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 第一種特定製品(業務用冷凍空調機器等の廃棄等を行うとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。))は、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていることを確認した場合を除き、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならないものとし、当該引渡義務違反について、罰則を設けることとする。
- 2 建築物又は工作物の解体工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下「特定解体工事発注者」という。))から直接当該解体工

事を請け負おうとする建設業者(以下「特定解体工事元請業者」という。))は、当該建築物又は工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととされているところ、当該特定解体工事元請業者及び特定解体工事発注者は、それぞれ当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を主務省令で定める期間保存しなければならないものとする。

- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部分として利用することを目的とした有償又は無償による譲受け(以下「引取り等」という。))を行うとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。))に第一種特定製品を引き渡すときは、当該第一種特定製品引取等実施者に引取証明書の写しを交付しなければならないものとする。また、何人も、当該引取証明書の写しが交付されない第一種特定製品の引取り等を行ってはならないこととし、その違反に罰則を設けることとする。
- 4 都道府県知事による報告徴収の対象に特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者を、立入検査の対象にそれらの事務所又は事業所及び第一種特定製品の引取り等を行う場所等を加えることとする。
- 5 都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するために必要な措置について協議するための協議会を組織することができるものとする。
- 6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、フロン類の排出抑制を推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、立憲民主党・無所属フォーラム、国民民主党・無所属クラブ及び日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和元年五月十七日

環境委員長 秋葉 賢也

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 フロン類の大気中への排出を可能な限り抑制し、できる限り早くフロン類を廃絶することの目標の達成を確実にするため、指定製品の対象範囲の拡大や、指定製品の製造事業者等の判断の基準において長期的な削減目標の設定を率先して行い、フロン類の中長期的な廃絶に向けた具体的なロードマップを作成すること。
- 二 フロン類から代替物質へ転換を進めるに当たっては、環境に対する負荷がより少ない冷媒への転換を行うことを政策的に位置付け、その加速度的な導入を進めること。
- 三 フロン類の生産及び排出のさらなる抑制に向け、改正法の施行状況も踏まえつつ、我が国における経済的手法の在り方について、その導入による回収率向上等の効果、行政コスト及び負担の公平性等を総合的に勘案しつつ検討を進め、五年を目途に結論を得ること。

四 フロン類の回収における技術的課題等を早期に究明し、その結果に応じて、フロン類の回収が容易な機器等の開発の促進並びにフロン類の回収機性能及び回収技術の向上のため、機器メーカー等に対する支援等、所要の措置を講ずること。

五 脱フロン化・低炭素化を推進するためには、環境に対する負荷がより少ない冷媒への転換を加速度的に進めていくことが必要とされることから、代替技術の確立していない分野の技術開発の促進、初期導入コストが割高なため普及が進まない機器の導入のための支援を充実・強化すること。

六 フロン類の使用量が増加している開発途上国において、フロン類の回収・破壊・再生処理等に関する取組、代替物質及び代替技術の普及等、フロン類のライフサイクル全体で排出量を低減するためのシステムの構築を支援し、世界の脱フロン化に向けて、我が国の経験・知見を活かした積極的な国際協力を行うこと。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

(資金決済に関する法律の一部改正)
第一条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「仮想通貨を」(暗号資産)に、「第六十三条の二十一」を「第六十三条の十九の二」に改める。

第一条中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に改める。

第二条第五項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

第二条第七項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「いう」を「い」、暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいう」に改め、同項第一号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第三号中「又は仮想通貨」を削り、同項に次の一号を加える。

四 他人のために暗号資産の管理をすること(当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く)。

第二条第八項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第九項中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十四項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十五項中「仮想通貨交換業務」を「暗号資産交換業務」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第四十条第一項第六号中「若しくは名称」を削る。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 暗号資産

第六十三条の二の見出しを「(暗号資産交換業者の登録)」に改め、同条中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三条の三第一項第三号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第四号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「第六十三条の五第一項第十号」を

「第六十三条の五第一項第十一号」に改め、同項第六号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第七号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第八号及び第九号並びに同条第二項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三条の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三条の五第一項第一号及び第二号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第三号及び第四号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第十号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項十一号中「この法律」の下に「金融商品取引法」を加え、同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「若しくは名称」を削り、同項を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 暗号資産交換業者をその会員(第八十七条第二号に規定する会員をいう)とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則(暗号資産交換業の利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

第六十三条の六第二項中「前項」を「前二項」

に、「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「とき」の下に「(前項の規定による届出をした場合を除く。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項第七号又は第八号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき(暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合として内閣府令で定める場合を除く)は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十三条の七中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三条の八中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三条の九中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(暗号資産交換業の広告)

第六十三条の九の二 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 暗号資産交換業者の商号
二 暗号資産交換業者である旨及びその登録番号
三 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

四 暗号資産の性質であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとし

て内閣府令で定めるもの(禁止行為)

第六十三条の九の三 暗号資産交換業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産交換業の利用者を相手方として第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘(第三号において「暗号資産交換契約の締結等」という。)をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項(次号において「暗号資産の性質等」という。)についてその相手方を誤認させるような表示をする行為

二 その行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質等について人を誤認させるような表示をする行為

三 暗号資産交換契約の締結等をするに際し、又はその行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うことを助長するような表示をする行為

四 前三号に掲げるもののほか、暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

第六十三条の十中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「その取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための」を「暗号資産の性質に関する」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利

用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、前項に規定する措置のほか、内閣府令で定めるところにより、当該暗号資産の交換等に係る契約の内容についての情報の提供その他の当該暗号資産の交換等に係る業務の利用者の保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第六十三条の十一第二項中「仮想通貨交換業者を「暗号資産交換業者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産(利用者の利便の確保及び暗号資産交換の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く)を利用者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

第六十三条の十一第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に關して、暗号資産交換業の利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。

第六十三条の十一の次に次の一條を加える。

(履行保証暗号資産)

第六十三条の十一の二 暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産(以下この項、第六十三条の十九の二第一項及び第百八条第三号において「履行保

証暗号資産」という。)を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による管理の状況について準用する。

第六十三条の十二の見出しを「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」と改め、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同項第一号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改め、同項第二号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改め、同項第三号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第三項第二号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改め、同条第三項第三号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改める。

第六十三条の十三中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の十四第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「第二条第七項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

め、同条第四項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の十五第一項及び第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第三項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の十六中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の十七第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「又は仮想通貨交換業者」を「又は暗号資産交換業者」に、「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同条第四項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第五項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第三章の二第四節第六十三条の二十の二の前に次の二條を加える。

(対象暗号資産の弁済)

第六十三条の十九の二 暗号資産交換業者との間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に關し、対象暗号資産(当該暗号資産交換業者が第六十三条の十一第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するその暗号資産交換業の利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百三十三條の規定は、前項の権利について準用する。

3 第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

(対象暗号資産の弁済への協力)

第六十三条の十九の三 暗号資産交換業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該暗号資産交換業者の關係者は、当該暗号資産交換業者がその行う暗号資産交換業に關し管理する利用者の暗号資産に係る前条第一項の権利の実行に關し内閣府令で定める協力を求められた場合には、これに應ずるよう努めるものとする。

第六十三条の二十第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同項第一号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同項第二号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第二項及び第三項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第四項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第五項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第六項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第七項中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の二十一中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第三項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第四項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第五項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第六項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第七項中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の二十二「見出しを含む」中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改める。

二第四項第二号イ」を「第二条の三第四項第二号イ」に改め、同項第六号中「第二条の二第五項第

二号イを「第二条の三第五項第二号イ」に改め、同条第四項第一号ハ中「第二条の二第四項第二号ロ」を「第二条の三第四項第二号ロ」に改め、同号ニ中「第二条の二第五項第二号ロ」を「第二条の三第五項第二号ロ」に改め、同項第二号ロ中「第二条の二第四項第三号」を「第二条の三第四項第三号」に改める。

第二十四条第一項ただし書中「すべて」を「全て」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改め、同項第四号中「その他」を「及び電子記録移転権利その他」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改める。

第二十七条中「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第二十八条第一項第一号中「権利」の下に「（電子記録移転権利を除く。次項第二号及び第六十四条第一項第一号において同じ。）」を加え、「同条第八項第一号」を「第二条第八項第一号」に改める。

第二十九条の二第一項第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。）又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ 当該権利についての第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為又は当該

デリバティブ取引についての同項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

九 暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ 第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為
ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

第二十九条の四第一項第一号ハ中「平成十六年法律第五十四号」の下に、「資金決済に関する法律」を加え、同項第四号中「個人である場合を除く。」を削り、同号イ中「満たない者」を「満たない法人」に改め、同号ロ中「有しない者」を「有しない法人」に改める。

第二十九条の四の二第十項中「第二条第一項第九号」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条第一項第九号に掲げる有価証券
二 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

第二十九条の四の三第四項中「権利」の下に「（電子記録移転権利に該当するものを除く。）」を加える。

第三十一条第一項中「及び第七号ロ」を「第七号ロ、第八号及び第九号」に改め、同条第三項中「方法」の下に「のうち、同条第一項第八号又は第九号に規定する行為に係るものであつて公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるもの（以下この項及び第三十三条の六第三項において「特定業務内容等」という。）について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のものを、「ときは」の下に「遅滞なく」を加え、同条第四項中「又は第七号ロ」を「第七号ロ、第八号又は第九号」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第四号の政令で定める権利」を「同項第三号若しくは第四号に掲げる権利又は電子記録移転権利であつて政令で定めるもの」に改め、同項第四号中「及び第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利であつて政令で定めるもの」を削る。

第三十三条の五第一項第二号中「信託業法」の下に「資金決済に関する法律」を加える。

第三十三条の六第三項中「方法」の下に「のうち、特定業務内容等について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のものを、「ときは」の下に「遅滞なく」を加え、同条第四号中「又は第七号ロ」を「第七号ロ、第八号又は第九号」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第四号の政令で定める権利」を「同項第三号若しくは第四号に掲げる権利又は電子記録移転権利であつて政令で定めるもの」に改め、同項第四号中「及び第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利であつて政令で定めるもの」を削る。

第三十三条の五第一項第二号中「信託業法」の下に「資金決済に関する法律」を加える。

第三十三条の六第三項中「方法」の下に「のうち、特定業務内容等について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のものを、「ときは」の下に「遅滞なく」を加え、同条第四号中「又は第七号ロ」を「第七号ロ、第八号又は第九号」に改める。

第三十五条第一項第十三号中「資産」の下に「（暗号資産を除く。第十五号及び次項第六号において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十六 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの（第八号に掲げる行為に該当するものを除く。）

第三章第二節中第七款を第八款とし、第六款を第七款とし、第五款の次に次の一款を加える。

第六款 暗号資産関連業務に関する特別
第四十三条の六 金融商品取引業者等は、暗号

資産関連業務（暗号資産に関する内閣府令で定める金融商品取引行為（次項において「暗号資産関連行為」という。）を業として行うことをいう。同項において同じ。）を行うときは、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

2 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、その行う暗号資産関連業務に関し、顧客を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘をするに際し、暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項についてその顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

第六十三条第十一項中「第四十二条の七」の下に「第四十三条の六」を加える。

第六十六条の十五中「並びに第四十条」を「第四十条並びに第四十三条の六」に改める。

「第四百五十八条中「第九十七号第二項」を「第九十七号第二項第一号」に改める。

「第四百五十九条第一項中「誤解させる等」を「誤解させる目的その他の」に改める。

「第四百七十三条第一項第三号中「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に改める。

「第六十条の二の次に次の一章を加える。

第六章の三 暗号資産の取引等に関する規制
（不正行為の禁止）
何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この章及び第九十七号第二項第二号において同じ。）その他の取引又はデリバティブ取引等（暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。次条第一項及び第九百八十五条の二十四

第一項において「暗号資産関連金融指標」という。に係るものに限る。以下この条、次条及び同号において「暗号資産関連デリバティブ取引等」という。について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。

三 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。

2 第百五十七条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等については、適用しない。

(風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止)

第百八十五条の二十三 何人も、暗号資産の売買その他の取引若しくは暗号資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号資産等(暗号資産若しくはオプション(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項第三号において「暗号資産関連オプション」という。又はデリバティブ取引に係る暗号資産関連金融指標をいう。次項、同条第二項第一号及び第二号並びに第百九十七条第二項第二号において同じ。)の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

2 第百五十八条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等及び暗号資産等については、適用しない。

(相場操縦行為等の禁止)

第百八十五条の二十四 何人も、暗号資産の売買、市場デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連市場デリバ

ティブ取引」という。又は店頭デリバティブ取引(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」という。のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 権利の移転を目的とし、又は虚偽の暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二十一条第一号に掲げる取引に限る。又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。をすること。

二 金銭の授受を目的とし、又は虚偽の暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二十一条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第二号、第五号及び第六号に掲げる取引に限る。をすること。

三 暗号資産関連オプションの付与又は取得を目的とし、又は虚偽の暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二十一条第三号に掲げる取引に限る。又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。をすること。

四 自己のする暗号資産の売付けと同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五 自己のする暗号資産の買付けと同時に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第

二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第二号に掲げる取引に限る。の申込みと同時に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二十一条第三号に掲げる取引に限る。又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。の申込みと同時に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八 暗号資産関連市場デリバティブ取引(第二十一条第四号及び第五号に掲げる取引に限る。又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。の申込みと同時に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九 前各号に掲げる行為の委託等又は受託等をする。

2 何人も、暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引(第一号及び第三号において「暗号資産売買等」という。のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産等の相場を変動させるべき一連の暗号資産売買等又はその申込み、

委託等若しくは受託等をする。

二 暗号資産等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。

三 暗号資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

3 第百五十九条の規定は、暗号資産関連市場デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引並びにこれらの申込み、委託等及び受託等については、適用しない。

六 第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反した者

第百九十七條第二項を次のように改める。
2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

一 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券に係る有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を行った者(当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。)

二 財産上の利益を得る目的で、前項第六号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連市場デリバティブ取引等を行った者

第百九十八条の二第一項第一号中「第百九十七條第一項第五号」の下に「若しくは第六号」を加える。

第百九十八条の六第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第四十三條の六第二項第六十六條の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第二百九条の五から第二百九条の七までの規定中「第百九十七條第一項第五号」の下に「若しくは第六号」を加える。

第二百十條第一項中「この項の下に」及び次條第一項を加え、「提出し」を「提出し」に改める。

第二百十一條の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同條第一項中「搜索又は差押え」を「犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と史料するものの差押え又は記録命令付差押え」電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下この章において同じ。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限る。ただし、搜索をすることができる。

第二百十一條第五項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「臨検すべき」を「犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは」に、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」に改め、同項後段を削り、同項を同條

第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線と接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第二百十一條第三項中「許可状」の下に「第二百二十二條の三第四項及び第五項を除き」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項の場合において」を「前二項の場合において」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線と接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更若しくは消去をすることができるとされ、電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百十一條の二の次に次の二條を加える。
(通信履歴の電磁的記録の保全要請)
第二百十一條の三 委員会職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録し

ている電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定め、これを消去しないよう、書面を求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

2 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3 第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)
第二百十一條の四 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。
二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第二百十二條の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同條中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改める。
第二百十三條及び第二百十四條中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め

る。

第二百十五條の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同條第一項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同條第二項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同條の次に次の一條を加える。
(処分を受ける者に対する協力要請)

第二百十五條の二 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、臨検又は搜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第二百十六條、第二百十七條第一項及び第二百十八條中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第二百十九條本文中「質問、検査、領置」を削り、「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、「質問を受けた者又は」を削り、「これらの者」を「立会人」に改め、同條ただし書中「質問を受けた者又は」を削り、同條を同條第三項とし、同條に第一項及び第二項として次の二項を加える。

委員会職員は、この章の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 委員会職員は、この章の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第二百二十条の見出しを「(領置目録等の作成等)」に改め、同条中「又は差押え」を「差押え又は記録命令付差押え」に、「若しくは差押物件を」を「差押物件若しくは記録命令付差押物件に」、「若しくは所持者」を「所持者若しくは保管者」第二百二十一条の四の規定による処分を受けた者を含む。」に改める。

第二百二十一条の見出しを「(領置物件等の処置)」に改め、同条中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

第二百二十二条の見出しを「(領置物件等の選付等)」に改め、同条第一項中「委員会」を「委員会職員」に、「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第三項中「前項の下に」規定による「を」を加え、「又は差押物件について」を「差押物件又は記録命令付差押物件について」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(移転した上差し押さえた記録媒体の交付等)
第二百二十二条の二 委員会職員は、第二百二十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第二百二十二条の三 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、委員会職員からしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

第二百二十四条第二項中「第二百一十一条中「委員会」を「第二百一十一条第一項中「委員会」と、前二条を「財務支局」と、第二百二十二条第二項に改め、「財務支局長」との下に、「第二百二十二条の三第二項中「委員会」とあるのは「第二百二十四条第二項の規定により前項の委員会職員とみなされる同条第二項に規定する財務局等職員の所属する財務局又は財務支局」と、前条中「委員会」とあるのは「財務局長又は財務支局長」とを」を加える。
第二百二十六条第一項中「又は差押物件」を

「差押物件又は記録命令付差押物件」に、「又は差押目録」を「差押目録又は記録命令付差押目録」に改め、同条第二項及び第三項中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)
第三条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「該当するもの」の下に「並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。
ハ 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産

第三条第三項中「物又は権利」及び「物若しくは権利を」に改め、同条第四項第一号中「額を」を「金銭の額(当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の預託すべき金銭以外の財産であつて法令で定めるもの(以下この号において「保証金相当物」という。)がある場合にあつては、当該額に当該保証金相当物の市場価値(市場価値がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額。次号及び第三号において同じ。を」に改め、同項第二号及び第三号中「保証金」の下に「の金銭」を加え、同条第五項第三号中「前条第一項第六号に掲げる行為」を「前条第一項第六号に掲げる行為(同号に定めるものに限る。に改め、同項第四号中「前条第一項第六号に掲げる行為」を「前条第一項第六号に掲げる行為(同号に定めるものに限る。に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 前条第一項第六号に掲げる行為(同号ハに係るものに限る。にあつては、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容容(当該権利が存在しないときは、その旨及び当該行為が行われることにより顧客が

負うこととなる義務の内容

第六条第二項中「物若しくは権利」及び「物又は権利」を「財産」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)
第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第五項中「に規定する事業」を「の事業」に改め、同条第六項第八号中「主務大臣の」を「主務大臣が」に、「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第十二号及び第十三号から第十五号までの規定中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同条第十七項本文中「同項各号」に改め、同条第十七項本文中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項ただし書中「及び第八項を」、「第八項及び第二十四項に」、「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第二十項中「の各号」を「各号」に改め、同条第二十三項中「第七項を」、「第七項及び次項に」、「他の事業」を「他の事業」に改め、同条第二十四項中「他の」を「他」に改め、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、組合員のために、次の事業を行うことができる。
一 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供すること、当該農業協同組合連合会が行う第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化又は当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資するもの

二 前号の事業に附帯する事業
第十一條第二項中「及び第七項」を「第七項及び第二十四項」に改める。
(水産業協同組合法の一部改正)
第五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「及び第七項」を「第七項及び第二十四項」に改める。
(水産業協同組合法の一部改正)
第五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第四項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 所屬員から取得した当該所屬員に関する情報を当該所屬員の同意を得て第三者に提供すること他当該連合会の保有する情報を第三者に提供すること、当該連合会の行う第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第八十七条第九項ただし書中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

第九十七条第三項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 所屬員から取得した当該所屬員に関する情報を当該所屬員の同意を得て第三者に提供すること他当該連合会の保有する情報を第三者に提供すること、当該連合会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第九十七条第七項ただし書中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。
(中小企業等協同組合法の一部改正)

第六條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項第十二号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第十五号の二、第十七号から第十九号まで及び第二十二号中「に掲げる事業を」の「事業」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供すること他当該信用協同組合の保有する情報を第三者に提供すること、当該信用協同組合の行う前項第一号

から第三号までの事業の高度化又は当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資するもの

第九條の八第七項中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第八項中「に掲げる事業を」の「事業」に改める。

第九條の九第二項から第四項までの規定中「に規定する事業を」の「事業」に改め、同条第六項第一号中「及び第十三号から第二十三号まで」を「第十三号から第二十二号まで及び第二十四号」に改め、同項第一号の二中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第一号の四の次に次の一号を加える。

一の五 所屬員から取得した当該所屬員に関する情報を当該所屬員の同意を得て第三者に提供すること他当該協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供すること、当該協同組合連合会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該協同組合連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第九條の九第六項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改める。
(信用金庫法の一部改正)

第七條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項第七号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

第五十三條第六項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十四條第四項第七号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

十九 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供すること他当該信用金庫連合会の保有する情報を第三者に提供すること、当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四條第五項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。
(長期信用銀行法の一部改正)

第八條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項に次の一号を加える。

第十五 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供すること他当該長期信用銀行の保有する業務を第三者に提供すること、当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化又は当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資するもの

(労働金庫法の一部改正)

第九條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項第十三号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

労働金庫の前項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八條第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十八條の二第二項第十一号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十一 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供すること他当該労働金庫連合会の保有する業務を第三者に提供すること、当該労働金庫連合会の前項第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八條の二第三項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。
(銀行法の一部改正)

第十條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項に次の一号を加える。

二十 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供すること他当該銀行の保有する業務を第三者に提供すること、当該銀行の営む銀行業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの

(保険業法の一部改正)

第十一條 保険業法(平成七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項に次の一号を加える。

十四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供すること他当該保険会社の保有する業務を第三者に提供すること、当該保険会社の行う保険業務の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの

第百六条第一項第十二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第百六条第七項中「第十四号又は第十五号」を「又は第十三号の二から第十五号まで」に、「第十項」を「第十一項に」、「以下この条及び」を「次項及び第九項並びに」に改め、「とき」の下に「(第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、同条第八項中「保険会社の子会社」の下に「(第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該保険会社の子会社及び第一項第十三号の二に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の

措置を講じなければならない。

第百七条第一項中「第十二号」の下に、「第十三号の二」を加え、「以下この条を」次項から第六項まで」に改め、「当該」を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十二条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十号中「主務大臣の」を「主務大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正)

第十三条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(一括清算と破産手続等との関係)」を付し、同条中「なされた」を「された」に、「すべて」を「全て」に改め、本則に次の一条を加える。

第四条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)の特定金融取引の相手方が、前条の規定により一の債権(以下この条において「一括清算後債権」という。)を有することとなる場合において、当該更生手続開始の決定がされた者と当該相

手方との間において更生手続開始の申立て前に締結された担保権の設定を目的とする契約(その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあつた場合は、担保権者に弁済として担保権の目的である財産を帰属させることができることを約定しているものに限る。)に基づく一括清算後債権に係る担保権を有するときは、当該担保権の目的である財産(特定金融取引を行う当事者が相手方に対し債務の履行を担保するために預託する有価証券その他の内閣府令で定めるものに限る。以下この条において「一括清算対象財産」という。)は、当該更生手続開始の申立てがあつた時において当該相手方に帰属する。

2 前項の場合において、当該相手方に帰属する一括清算対象財産の評価額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次項において同じ。)が一括清算後債権の額を超えるときは、当該相手方は、当該更生手続開始の決定がされた者に対して、その超える額に相当する金銭を遅滞なく支払わなければならない。ただし、当該一括清算対象財産の一部をもって、当該金銭の全部又は一部に代えることができる。

3 第一項の規定により一括清算対象財産が更生手続開始の決定がされた者の相手方に帰属するときは、一括清算対象財産の評価額(その額が一括清算後債権の額を超えるときは、一括清算後債権の額)を一括清算後債権の額から控除するものとする。

4 前三項(第二項ただし書を除く。)の規定は、更生手続開始の決定がされた者とその特定金融取引の相手方との間において、更生手続開始の申立て前に担保権の設定を目的とする契約(その契約条項中において、基本契約

書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあつた場合は、担保権者に担保権の目的である財産を処分させることができることを約定しているものに限る。)が締結されている場合に準用する。この場合において、第一項中「当該更生手続開始の申立てがあつた時」とあるのは「当該相手方が更生手続開始の申立て以後更生手続開始前に第三者に譲渡した時」と、「当該相手方」とあるのは「当該第三者」と、第二項中「当該相手方」とあるのは「当該第三者に」と、「評価額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう)」とあるのは「譲渡価額(その額が内閣府令で定めるところにより算出した評価額に照らして不当に低いときは、当該評価額)」と、前項中「更生手続開始の決定がされた者の相手方」とあるのは「第三者」と、「評価額」とあるのは「譲渡価額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に暗号資産管理業務(第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下「新資金決済法」という。))第二条第七項に規定する暗号資産の管理(第一条の規定による改正前の資金決済に関する法律(以下「旧資金決済法」という。))第二条第七項第三号に掲げる行為に該当するものを除く。)を業として行うことをいう。以下この条及び次条において同じ。を行つている者(附則第四条第一項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を

受けたものとみなされる者を除く。は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月間(当該期間内に新資金決済法第六十三條の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三條の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新資金決済法第六十三條の二の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行っている当該暗号資産管理業務の利用者のために、この法律の施行の際現に管理している暗号資産と同じ種類の暗号資産について、当該暗号資産管理業務を行うことができる。

2 前項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに新資金決済法第六十三條の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間(その間に次項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三條の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間)も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して一年六月を経過したときは、この限りでない。

3 前二項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる場合においては、その者を暗号資産交換業者(新資金決済法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。附則第五条において同じ。)とみなして、新資金決済法及び附則第二十四條の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号。附則第十条第三項において「新犯罪収益移転防止法」という。)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この

場合において、新資金決済法第六十三條の十七第一項中「第六十三條の二の登録を取り消し」とあるのは、「暗号資産管理業務(情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)附則第二条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。)の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三條の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新資金決済法第六十三條の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第三条 前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内、その商号及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三條の二の登録を受けている者(附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三條の二の登録を受けた者を含む。)は、新資金決済法第六十三條の二の登録を受けたものとみなす。

2 旧資金決済法第六十三條の四第一項の規定による仮想通貨交換業者登録簿は、新資金決済法第六十三條の四第一項の規定による暗号資産交換業者登録簿とみなす。

第五条 旧資金決済法第六十三條の二十一の規定

により仮想通貨交換業者(旧資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。次条において同じ。)とみなされていた者は、その行う仮想通貨の交換等(旧資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨の交換等をいう。)に關し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う仮想通貨交換業(同項に規定する仮想通貨交換業をいう。)に關し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、暗号資産交換業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第六条 この法律の施行の際現に旧資金決済法第八十七條の規定による認定を受けている一般社団法人(次条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第八十七條の規定による認定を受けた一般社団法人を含む、仮想通貨交換業者をその社員とするものに限る。)は、新資金決済法第八十七條の規定による認定を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 旧資金決済法第六十三條の二の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録をすることがどうかの処分がされていないもの

二 旧資金決済法第八十七條の規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないもの

第八条 この法律の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 この法律の施行前に開始した電子記録移転権利(第二条の規定による改正後の金融商品

取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。)に相当するものに係る有価証券の募集又は売出し(新金融商品取引法第五条第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を新金融商品取引法第二十七條において準用する場合を含む。)に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。)については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に新金融商品取引業(新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいい、第二条の規定による改正前の金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を行つてゐる者(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三項及び附則第十二條において同じ。))及び同法第三十三條第一項に規定する金融機関を除く。は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新金融商品取引法第二十九條の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二條第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、金融商品取引法第二十九條の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行つてゐる当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱つてゐる有価証券及びデリバティブ取引と同じ種類の有価証券及びデリバティブ取引について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2 前項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九條の登録の申請をした場合において、その期間を経過し

たときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間(その間に次項の規定により読み替えて適用される同法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して一年六月を経過したときは、この限りでない。

3 前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款、第二節(第三十六條の二を除く。)、第三節(第四十六條、第四十六條の五、第四十六條の六、第四十九條の四及び第四十九條の五を除く。)、第四節(第五十三條を除く。)、及び第八節の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定並びに新犯罪収益移転防止法の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この場合において、金融商品取引法第五十二条第一項中「第二十九條の登録を取り消し」とあるのは、「新金融商品取引業(情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)附則第十条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により金融商品取引法第二十九條の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第十一条 前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内に、その商号、名称又は氏名及び住所並びに新金融商品取引法第二十九條の二第一項第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第十二条 この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九條の二第一項第八号又は第九号に規定する行為を業として行っている金融商品取引業者については、施行日において当該行為に係る同項第五号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に同条第五項において準用する新金融商品取引法第二十九條の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間とし、当該期間内に変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われなかったときは、これらの処分があるまでの間)は、当該事項について新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けなくても、この法律の施行の際現に行っている当該行為に係る業務の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱っている新金融商品取引法第二十九條の二第一項第八号又は第九号に規定する権利及びデリバティブ取引と同じ種類の権利及びデリバティブ取引について、当該行為に係る業務を行うことができる。(権限の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び

び第十一条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 金融商品販売業者等(第三条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(以下この条において「新金融商品販売法」という。))第二条第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三条第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第十三条の規定による改正後の金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第四条の規定は、施行日以後に更生手続開始の申立てがあった者により設定されている担保権の目的である財産について適用する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第十六条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十三條の三第五項中「禁止行為」の下に、「第四十三條の六(暗号資産関連業務に関する特則)を、「規定を除く。中」との下に「同法第三十四條の規定」とあるのは「同法第三十四條及び第四十三條の六第一項の規定」とを加え、同条第六項中、「金融商品取引法第四十二條の二」の下に、「第四十三條の六」を、「同法第三十四條」の下に「及び第四十三條の六第一

項」を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十七條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十條の二の四中「の売主となる場合」の下に「(暗号資産(金融商品取引法第二十二條第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。))を対価とする譲渡をする場合を含む。」を、「不動産信託受益権等の売買」の下に「(暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。)」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第十六号及び第四十八條の二(見出しを含む。中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一條第一項から第六項までの規定中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条第七項中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条第八項中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改め、同条第九項中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に、「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、「仮想通貨」を「暗号資産」に改め

第六十一條の六第四項第二号中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号(中「もの又は」を「もの、」に改め、「除く。」の下に「又は同法第二十

において同じ。」を加え、同条第八項中「第十四号又は第十五号」を「又は第十三号の二から第十四号

号資産交換業者」に、「仮想通貨交換契約」を「暗号資産交換契約」に、「仮想通貨交換用情報」を「暗

決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号の改正規定中「同号イ中「仮想通貨交換業」を「暗

ひ利用者等の保護等を図るため、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバ

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

タイプ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 暗号資産交換業に係る制度整備

(一) 「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更するほか、暗号資産交換業の定義に、暗号資産の交換等に関しない暗号資産の管理を業として行うことを追加すること。

(二) 暗号資産交換業者が、広告及び勧誘に際し、虚偽の表示をすることを禁止するほか、暗号資産交換業の広告等に関する規定を整備すること。

(三) 暗号資産交換業者は、利用者の金銭を信託し、利用者の暗号資産を原則、利用者の保護に欠けるおそれがない方法で分別管理するとともに、それ以外の方法で管理する利用者の暗号資産と同種同量の暗号資産を自己の財産として保有の上、利用者の保護に欠けるおそれがない方法で分別管理しなければならないこと。

2 暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備

(一) 金融商品の定義に、暗号資産を追加し、

暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とすること。

(二) 収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の財産的価値に表示されるものを、第一項有価証券とし、企業内容等の開示制度の対象とともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引業に係る規制の対象とすること。

3 暗号資産の取引及び暗号資産を用いたデリバティブ取引等に関する不正な行為を禁止すること。

4 銀行、保険会社等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等であつて、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加すること。

5 保険会社の子会社対象会社、保険業に関連するIT企業等を追加すること。

6 金融機関等が行う店頭デリバティブ取引等における証拠金の清算に関し、国際的な取引慣行である担保権の設定による証拠金授受について、円滑な清算を可能とするための規定を整備すること。

7 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本法案は、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、所要の改正を行うもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属フォーラム及び国民民主党・無所属クラブの共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
令和元年五月十七日
財務金融委員長 坂井 学
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 近年における暗号資産及びICO(イニシャル・コイン・オファリング)取引の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

二 暗号資産、電子記録移転権利及びそれらを支えるブロックチェーン技術は、デジタル化・ネットワーク化が進展する新しい時代の中において特に先進的かつ革新的な技術とその適用であることを踏まえ、本法により整備される各種規定の運用に際しては、民間部門が過度に萎縮することがないよう法解釈の周知徹底に努めるとともに、基礎となるブロックチェーン技術の開発及び提供によるイノベーションにも十分留意すること。

三 暗号資産、電子記録移転権利についての政府令等を定めるに当たっては、規制対象事業の実態を考慮し、整合的かつ合理的に実施可能な制度を全体として構築するよう努めること。

四 暗号資産、電子記録移転権利については、特定の地方公共団体域内や企業内、専ら事業者間において利用されるものなど多様な利用場面がある。

想定されるほか、暗号資産交換業者の業態やICOについても、広く一般人を対象とするものから適格機関投資家等一定の知識経験を有する者のみを対象とするものなど、多様なものが想定される。本法の運用に当たっては、こうした多様性に配慮して、暗号資産の利用目的や利用対象者の関係で過度な規制とならないよう注視し、必要に応じ適切に対応すること。

五 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な金融規制体系を構築する観点から、必要に応じて行政当局による監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じて柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。

六 暗号資産、電子記録移転権利については、クロスボーダー取引が盛んに行われている実態に鑑み、G20各国の規制動向を十分に把握するとともに各国と連携し、国際的に調和のとれた規制体系となるよう適時に見直しを行うこと。

七 ICOの会計処理等は、発行されるトークンの性質に応じて異なるものと考えられるため、国際的な議論を勘案しつつ、会計処理等の考え方について整理のうえ、ガイドラインの策定等の必要な対策を講ずること。

八 附則第三十二条の検討を行うに当たっては、法的安定性の確保及び利用者保護の一層の確保のために、暗号資産、電子記録移転権利等の移転その他の権利義務関係といった私法上の取扱いの明確化も含めた検討を行うこと。

九 地方公共団体が暗号資産及び電子記録移転権利を資金調達の手段として適切に利用することができるようするための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十 暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、暗号資産を用いたデリバティブ取引等に係る所得に對する所得税等の課税の在り方について検討を

加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十一 金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び同条第四項に規定する有価証券の売出しに対する規制の在り方について、電子記録移転権利の取引の実態を踏まえた検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十二 他人のために暗号資産の管理のみを業として行う者に対する規制の在り方について、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策という国際的要請に添えつつ、可能な限り暗号資産交換業の利用者の利便性の向上に資する観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十三 八から十二までの各項の検討及び措置を行うに際しては、暗号資産及び電子記録移転権利並びにそれらの基礎となる技術が我が国の産業の高度化に資する可能性があることを踏まえ、法規制がこれらの技術の開発及び応用を過度に制限することがないように配慮すること。

十四 金融機関の顧客情報を第三者に提供する業務については、個人情報報告の有用性に配慮しつつ、センシティブ情報を含む個人情報の保護が図られるよう万全を期すとともに、十分な検査・監督体制の整備に努めること。

十五 金融機関の顧客情報を第三者に提供する際の当該顧客の同意においては、提供先である第三者の範囲、当該第三者における利用目的及び提供される個人情報報告の内容について、当該顧客が理解した上で同意に関する判断を行うことができ、かつ、その意思を明確に反映できる方法により行われるようガイドライン等を適切に策定するとともに、検査・監督によりその実効性を確保し、当該顧客の利便が損なわれることがないようにすること。

平成二十九年年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百九十六回国会、内閣提出に関する報告書)

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成二十九年年度一般会計予備費の予算額三千億円のうち、平成二十九年十月六日から平成二十九年十月三十日までの間において決定された六百三十九億六千七百九十九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費、訟務費の不足を補うために必要な経費等七件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

令和元年五月二十日

決算行政監視委員長 海江田万里
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十九年年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百九十六回国会、内閣提出に関する報告書)

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成二十九年年度一般会計予備費の予算額三千億円のうち、平成三十年三月二十三日から平成三十年三月二十六日までの間において決定された二百三十二億四千六百五十一万三千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費及び訟務費の不足を補うために必要な経費の二件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

令和元年五月二十日

決算行政監視委員長 海江田万里
衆議院議長 大島 理森殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三三〇円